

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号)	土壌汚染対策法施行令 (平成十四年政令第三百三十六号)	土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号)
第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 土壌汚染状況調査（第三条―第五条） 第三章 区域の指定等 第一節 要措置区域（第六条―第十条） 第二節 形質変更時要届出区域（第十一条―第十三条） 第三節 雑則（第十四条・第十五条） 第四章 汚染土壌の搬出等に関する規制 第一節 汚染土壌の搬出時の措置（第十六条―第二十一条） 第二節 汚染土壌処理業（第二十二条―第二十八条） 第五章 指定調査機関（第二十九条―第四十三条） 第六章 指定支援法人（第四十四条―第五十三条） 第七章 雑則（第五十四条―第六十四条） 第八章 罰則（第六十五条―第六十九条） 附則		
第一章 総則		
（目的） 第一条 この法律は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。		
（定義） 第二条 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であつて、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。	（特定有害物質） 第一条 土壌汚染対策法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。 一 カドミウム及びその化合物 二 六価クロム化合物 三 二―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―一・三・五―トリアジン（別名シマジン又はC A T） 四 シアン化合物 五 N・N―ジエチルチオカルバミン酸S―四―クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ） 六 四塩化炭素 七 一・二―ジクロロエタン 八 一・一―ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン） 九 シス―一・二―ジクロロエチレン 十 一・三―ジクロロプロペン（別名D―D） 十一 ジクロロメタン（別名塩化メチレン）	

<p>2 この法律において「土壌汚染状況調査」とは、次条第一項、第四条第二項及び第五条の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査をいう。</p>	<p>十二 水銀及びその化合物 十三 セレン及びその化合物 十四 テトラクロロエチレン 十五 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム) 十六 一・一・一―トリクロロエタン 十七 一・一・二―トリクロロエタン 十八 トリクロロエチレン 十九 鉛及びその化合物 二十 砒素及びその化合物 二十一 ふっ素及びその化合物 二十二 ベンゼン 二十三 ほう素及びその化合物 二十四 ポリ塩化ビフェニル(別名PCB) 二十五 有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)</p>	
<p>第二章 土壌汚染状況調査</p>		
<p>(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)</p> <p>第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設(次項において単に「特定施設」という。)であって、同条第二項第一号に規定する物質(特定有害物質であるものに限る。)をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は次項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。</p>		<p>(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)</p> <p>第一条 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。)第三条第一項本文の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して百二十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うことができない特別の事情があると認められるときは、都道府県知事(土壌汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号。以下「令」という。))第八条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。)は、当該土地の所有者等(法第三条第一項本文に規定する所有者等をいう。以下同じ。)の申請により、その期限を延長することができる。</p> <p>一 当該土地の所有者等が当該有害物質使用特定施設(法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下同じ。)を設置していた者である場合(同項ただし書の確認を受けた場合を除く。) 当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された日</p> <p>二 当該土地の所有者等が法第三条第二項の通知を受けた者である場合(法第三条第一項ただし書の確認を受けた場合を除く。) 当該</p>

		<p>通知を受けた日</p> <p>三 法第三条第一項ただし書の確認が取り消された場合 第二十一条の通知を受けた日</p> <p>2 法第三条第一項本文の報告は、次に掲げる事項を記載した様式第一による報告書を提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地</p> <p>三 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類その他の土壤汚染状況調査（同条第二項に規定する土壤汚染状況調査をいう。以下同じ。）の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）において土壤の汚染状態が第三十一条第一項の基準（以下「土壤溶出量基準」という。）又は同条第二項の基準（以下「土壤含有量基準」という。）に適合していないおそれがある特定有害物質の種類</p> <p>四 土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法（平成四年法律第五十一号）第一百七七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壤汚染状況調査の結果に関する事項</p> <p>五 土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称</p> <p>六 土壤汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者（法第三十三条の技術管理者をいう。第六十条第一項第七号において同じ。）の氏名及び技術管理者証（土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）第一条第二項第三号の技術管理者証をいう。第六十条第一項第七号において同じ。）の交付番号</p> <p>（土壤汚染状況調査の方法）</p> <p>第二条 法第三条第一項の環境省令で定める方法は、次条から第十五条までに定めるとおりとする。</p> <p>（調査対象地の土壤汚染のおそれの把握）</p> <p>第三条 土壤汚染状況調査を行う者（以下「調査実施者」という。）は、調査対象地及びその周辺の土地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の調査対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。</p> <p>2 調査実施者は、前項の規定により把握した情報により、調査対象地</p>
--	--	---

		<p>において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類について、土壌その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）の対象とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類について、試料採取等の対象としないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次項の規定により都道府県知事から通知を受けた場合 当該通知に係る特定有害物質の種類 二 法第四条第二項又は法第五条第一項に規定する命令に基づき土壌汚染状況調査を行う場合 当該命令に係る第二十七条又は令第四条第一項の書面に記載された特定有害物質の種類 三 申請に係る調査（法第十四条第二項に規定する申請に係る調査をいう。以下同じ。）を行う場合 同条第一項の申請をしようとする土地の所有者等が申請に係る調査の対象とした特定有害物質の種類 <p>3 都道府県知事は、調査実施者が法第三条第一項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、調査対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該調査実施者の申請に基づき、当該申請を受けた日から起算して三十日以内に、当該特定有害物質の種類を当該調査実施者に通知するものとする。</p> <p>4 前項の申請は、様式第二による申請書を提出して行うものとする。</p> <p>5 調査実施者は、第三項の申請をしようとする場合において、調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を有しているときは、前項の申請書に当該情報を記載した書類を添付しなければならない。</p> <p>6 調査実施者は、第一項の規定により把握した情報により、調査対象地を当該調査対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類ごとに次に掲げる区分に分類するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場において事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌（以下「基準不適合土壌」という。）が存在するおそれがないと認められる土地 二 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場において特定有害物質の製造、使用又は処理に係る事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存在するおそれ
--	--	--

		<p>が少ないと認められる土地</p> <p>三 前二号に掲げる土地以外の土地 (試料採取等を行う区画の選定)</p> <p>第四条 調査実施者は、調査対象地の最も北にある地点(当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点。以下「起点」という。)を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により調査対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少するときは、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。</p> <p>2 前項の場合において、調査実施者は、区画された調査対象地(以下「単位区画」という。)であって隣接するものの面積の合計が百三十平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を調査対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、二十メートルを超えてはならない。</p> <p>3 調査実施者は、次に掲げる単位区画について、試料採取等の対象とする。</p> <p>一 前条第六項第三号に掲げる土地を含む単位区画</p> <p>二 前条第六項第二号に掲げる土地を含む単位区画(前号に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。)がある場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画</p> <p>イ 前条第二項の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類(以下「試料採取等対象物質」という。)が令第一条第六号から第十一号まで、第十四号、第十六号から第十八号まで又は第二十二号に掲げる特定有害物質の種類(以下「第一種特定有害物質」という。)である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画</p> <p>(1) 第一項の規定により調査対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分(以下「三十メートル格子」という。)に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区画</p> <p>(2) 三十メートル格子に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十</p>
--	--	---

		<p>メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合 当該三十メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか一区画</p> <p>ロ 試料採取等対象物質が令第一条第一号、第二号、第四号、第十二号、第十三号、第十九号から第二十一号まで若しくは第二十三号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第二種特定有害物質」という。）又は第一種特定有害物質及び第二種特定有害物質以外の特定有害物質の種類（以下「第三種特定有害物質」という。）である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画</p> <p>(1) 三十メートル格子内にある一部対象区画の数が六以上である場合 当該三十メートル格子内にある一部対象区画のうちいずれか五区画</p> <p>(2) 三十メートル格子内にある一部対象区画の数が五以下である場合 当該三十メートル格子内にあるすべての一部対象区画（土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の都道府県知事の命令に基づく土壌汚染状況調査に係る特例）</p> <p>第五条 調査実施者は、法第四条第二項に規定する命令に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、当該命令に係る同条第一項の規定による届出に係る土地の区域内に調査対象地が複数あるときは、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該複数ある調査対象地の起点のうち最も北にあるもの（当該最も北にある起点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にあるもの）を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により当該複数ある調査対象地を区画することができる。</p> <p>（試料採取等の実施）</p> <p>第六条 調査実施者は、第四条第三項の規定により試料採取等の対象とされた単位区画（以下「試料採取等区画」という。）の土壌について、次の各号に掲げる試料採取等対象物質に応じ、当該各号に定める試料採取等を行うものとする。</p> <p>一 第一種特定有害物質 土壌中の気体の採取及び当該気体に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌ガス調査」という。）</p> <p>二 第二種特定有害物質 土壌の採取及び当該土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌溶出量調査」という。）並びに土壌の採取及び当該土壌に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定（以下「土壌含有量調査」という。）</p> <p>三 第三種特定有害物質 土壌溶出量調査</p> <p>2 土壌ガス調査の方法は、次に掲げるとおりとする。</p>
--	--	--

		<p>一 試料採取等区画の中心（第三条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該試料採取等区画において基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点。以下「試料採取地点」という。）において、土壤中の気体（当該試料採取地点における土壤中の気体の採取が困難であると認められる場合にあつては、地下水）を、環境大臣が定める方法により採取すること。</p> <p>二 前号の規定により採取した気体又は地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>3 土壤溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 試料採取地点の汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壤（地表から深さ十メートルまでにある土壤に限る。）を採取すること。ただし、当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深さ五センチメートルまでの土壤（以下「表層の土壤」という。）及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤を採取すること。</p> <p>二 前号ただし書の規定により土壤を採取した場合にあつては、採取された表層の土壤及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壤を、同じ重量混合すること。</p> <p>三 第四条第三項（同項第二号ロに係る部分に限る。）の規定により三十メートル格子内にある二以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあつては、当該二以上の単位区画に係る第一号の規定により採取された土壤（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壤）をそれぞれ同じ重量混合すること。</p> <p>四 前三号の規定により採取され、又は混合された土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>4 土壤含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 前項第一号から第三号までに定めるところにより、試料採取地点の土壤を採取し、及び混合すること。</p> <p>二 前号の規定により採取され、又は混合された土壤に含まれる試料採取等対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>5 試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により、当該試料採取地点において土壤その他の試料を採取することが困難であると認められる場合には、調査実施者は、第二項第一号、第三項第一号及び前項第一号の規定にかかわらず、当該試料採取地点に係る単位区画における任意の地点において行う土壤その他の試料の採取をもって、これ</p>
--	--	--

		<p>らの規定に規定する土壌その他の試料の採取に代えることができる。 (三十メートル格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等)</p> <p>第七条 調査実施者は、第四条第三項(同項第二号イに係る部分に限る。)の規定による試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されたとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が別表第一の上欄に掲げる特定有害物質の種類区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準(以下「地下水基準」という。)に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む三十メートル格子内にある一部対象区画(試料採取等区画であるものを除く。)において、土壌ガス調査を行うものとする。</p> <p>2 調査実施者は、第四条第三項(同項第二号ロに係る部分に限る。)の規定による試料採取等区画に係る土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において、当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む三十メートル格子内にある一部対象区画において、土壌溶出量調査又は土壌含有量調査を行うものとする。</p> <p>3 前条第五項の規定は、前二項の規定による土壌ガス調査、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査に係る土壌その他の試料の採取について準用する。 (土壌ガス調査により試料採取等対象物質が検出された場合等における土壌の採取及び測定)</p> <p>第八条 調査実施者は、土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点があるとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、気体又は地下水から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点を含む部分ごとに基準不適合土壌が存在するおそれが最も多いと認められる地点において、当該試料採取等対象物質に係る試料採取等を行うものとする。</p> <p>2 前項の試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 当該地点において、次の土壌(イ及びロにあっては、地表から深さ十メートルまでにある土壌に限る。)の採取を行うこと。</p> <p>イ 汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌(当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、表層の土壌)</p> <p>ロ 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌(当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位</p>
--	--	---

		<p>置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、地表から深さ五十センチメートルの土壤)</p> <p>ハ 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壤（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壤及び地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壤を除く。）</p> <p>ニ 帯水層の底面の土壤（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）</p> <p>二 前号の規定により採取されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する当該試料採取等対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>（試料採取等の結果の評価）</p> <p>第九条 土壤ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出され、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった場合であつて、前条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤ガス調査を行った試料採取等区画（同号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準に適合するものであつた場合における当該試料採取等区画の区域を除く。）の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</p> <p>一 土壤溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げる場合を除く。） 土壤溶出量基準</p> <p>二 別表第二の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準（以下「第二溶出量基準」という。）に適合しなかったとき 第二溶出量基準</p> <p>2 土壤溶出量調査又は土壤含有量調査（第四条第三項（同項第二号ロに係る部分に限る。）の規定による試料採取等区画に係るものを除く。）において当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壤溶出量調査又は土壤含有量調査を行った単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</p> <p>一 土壤溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げる場合を除く。） 土壤溶出量基準</p> <p>二 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準</p> <p>三 土壤含有量基準に適合しなかったとき 土壤含有量基準</p> <p>（土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地における都道府</p>
--	--	--

		<p>県知事の命令に基づく土壤汚染状況調査に係る特例)</p> <p>第十条 調査実施者は、法第五条第一項に規定する命令（令第三条第一号イ又はロに該当する場合においてなされたものに限る。）に基づき土壤汚染状況調査を行う場合において、調査対象地に前条の規定により土壤溶出量基準又は第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされる土地がないときには、次に定めるところにより、試料採取等を行うものとする。</p> <p>一 令第三条第一号イに該当する場合</p> <p>イ 調査対象地において基準不適合土壤（土壤溶出量基準に係るものに限る。この号ロ及び次号イにおいて同じ。）が存在することが明らかである部分における任意の地点において帯水層のうち地下水基準に適合しないおそれが多いと認められる地下水を含むものの当該地下水を採取し、当該地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>ロ この号イの測定において当該地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであるときは、当該地点において次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土壤の採取を行うこと。</p> <p>(1) 試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合 次に掲げる土壤</p> <p>(イ) 汚染のおそれが生じた場所の位置の土壤(当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、表層の土壤)</p> <p>(ロ) 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壤（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、地表から深さ五十センチメートルの土壤)</p> <p>(ハ) 深さ一メートルから地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面までの一メートルごとの土壤（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壤を除く。）</p> <p>(ニ) 地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面の土壤</p> <p>(2) 試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合 次に掲げる土壤</p> <p>(イ) 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ 五十センチ</p>
--	--	---

		<p>メートルまでの土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌）</p> <p>(ロ) 深さ一メートルから地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面までの一メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌を除く。）</p> <p>(ハ) 地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面の土壌</p> <p>ハ この号ロ（同号ロ(2)(イ)括弧書に係る部分に限る。）の規定により土壌を採取した場合にあつては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。</p> <p>ニ この号ロ及びハの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>二 令第三条第一号ロに該当する場合</p> <p>イ 調査対象地において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分における任意の地点において帯水層のうち地下水基準に適合しないおそれが多いと認められる地下水を含むものの当該地下水を採取し、当該地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>ロ この号イの測定において当該地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであるときは、当該地点において前号ロ及びハの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。</p> <p>2 前項第一号ニ又は第二号ロの測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が前条第一項各号のいずれかに該当するときは、調査対象地の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</p> <p>一 単位区画のすべての区域が第三条第六項第一号に掲げる土地に分類される場合における当該単位区画の区域</p>
--	--	--

		<p>二 単位区画の中心（第三条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画に基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点。次項において同じ。）において前項第一号ロ及びハの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果、当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合するものである場合における当該単位区画の区域</p> <p>3 前項第二号の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において第一項第一号ロの土壌の採取を行うことが困難であると認められる場合には、前項第二号の規定にかかわらず、当該単位区画における任意の地点において行う第一項第一号ロの土壌の採取をもって、前項第二号に規定する土壌の採取に代えることができる。</p> <p>（土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがある土地における土壌汚染状況調査に係る特例）</p> <p>第十条の二 調査実施者は、第三条第一項及び第二項の規定により、調査対象地における試料採取等対象物質が第二種特定有害物質（令第一条第四号に掲げる特定有害物質の種類を除く。この条及び第五十八条第四項第九号において同じ。）であり、かつ、調査対象地の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがあると認められるときは、第四条第三項、第六条第一項第二号及び第三項から第五項まで並びに第七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。）に代えて、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。</p> <p>一 調査実施者は、調査対象地の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子（調査対象地が一の三十メートル格子内にある場合にあつては、当該三十メートル格子）の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とすること。ただし、第四条第一項の規定により調査対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して九百メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「九百メートル格子」という。）のうち一の九百メートル格子内に試料採取等の対象とされた当該二つの</p>
--	--	---

		<p>単位区画が含まれない場合にあつては、調査対象地を含む九百メートル格子ごとに、当該九百メートル格子の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とすること。</p> <p>二 調査実施者は、前号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を行うこと。</p> <p>イ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかでない場合 次に掲げる土壌</p> <p>(1) 表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌</p> <p>(2) 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌</p> <p>ロ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合 この号イの土壌のうち当該地層内にある土壌（この号イの土壌が当該地層内にない場合にあつては、当該地層内の任意の位置の土壌）</p> <p>三 前号（同号イ(1)に係る部分に限る。）の規定により土壌を採取した場合にあつては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。</p> <p>四 前二号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあつては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあつては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。</p> <p>2 調査対象地内に土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地を含む単位区画がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該単位区画に係る試料採取等の結果をもって、同項の規定による試料採取等の結果の全部又は一部としなければならない。</p> <p>3 第一項第四号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであるときは、調査対象地（第一項第一号ただし書に規定する場合にあつては、当該九百メートル</p>
--	--	--

		<p>ル格子内の調査対象地。以下この項及び第十四条の二第二項において同じ。)の区域(次に掲げる単位区画の区域を除く。)を当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</p> <p>一 第一項第四号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画(第一項第一号ただし書に規定する場合にあっては、九百メートル格子ごとのいずれかの単位区画。第十四条の二第一項第一号において同じ。)の区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にあるすべての単位区画</p> <p>二 三十メートル格子の中心を含む単位区画(当該三十メートル格子の中心が調査対象地内でない場合にあっては、当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画)の中心において第一項第二号から第四号までの規定により第二種特定有害物質に係る試料採取等を行った結果、同号の測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものである場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にあるすべての単位区画</p> <p>4 第一項第二号又は前項第二号の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において第一項第二号の土壌の採取を行うことが困難であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、当該単位区画における任意の地点において行う同号の土壌の採取をもって、同号に規定する土壌の採取に代えることができる。</p> <p>(公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地における土壌汚染状況調査に係る特例)</p> <p>第十条の三 調査実施者は、第三条第一項及び第二項の規定により、調査対象地が公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来するおそれがあると認められるときは、第四条第三項及び第六条から第八条までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等に代えて、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。</p> <p>一 調査実施者は、調査対象地の区域を、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画について、試料採取</p>
--	--	--

		<p>等の対象とすること。</p> <p>イ 試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画</p> <p>(1) 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区画</p> <p>(2) 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合 当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画</p> <p>ロ 試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画</p> <p>(1) 三十メートル格子内にある単位区画の数が六以上である場合 当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか五区画</p> <p>(2) 三十メートル格子内にある単位区画の数が五以下である場合 当該三十メートル格子内にあるすべての単位区画</p> <p>二 調査実施者は、前号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心において次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を行うこと。</p> <p>イ 前号イに該当する場合 次に掲げる土壌</p> <p>(1) 表層の土壌</p> <p>(2) 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）</p> <p>(3) 帯水層の底面の土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）</p> <p>ロ 前号ロに該当する場合 次に掲げる土壌</p> <p>(1) 表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌</p> <p>(2) 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）</p> <p>(3) 帯水層の底面の土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）</p> <p>三 前号（同号ロ(1)に係る部分に限る。）の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合するこ</p>
--	--	---

		<p>と。</p> <p>四 第一号（同号ロに係る部分に限る。）の規定により三十メートル格子内にある二以上の単位区画が試料採取等の対象とされた単位区画である場合にあっては、当該二以上の単位区画に係る第二号ロの規定により採取された土壌（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壌）を第二号ロに掲げる土壌ごとに、それぞれ同じ重量混合すること。</p> <p>五 前三号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。</p> <p>2 前項第五号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第九条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画を含む当該三十メートル格子内にあるすべての単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</p> <p>3 第一項第二号の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において同号の土壌の採取を行うことが困難であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、当該単位区画における任意の地点において行う同号の土壌の採取をもって、同号に規定する土壌の採取に代えることができる。</p> <p>（調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等の省略）</p> <p>第十一条 調査実施者は、第三条から第八条までの規定にかかわらず、これらの規定による調査対象地の土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（次項において「調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等」という。）を行わないことができる。</p> <p>2 前項の規定により調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質（調査実施者が法第三条第一項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合であつて、第三条第一項の規定による調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握を行わなかったときは、特定有害物質。以下この項において同じ。）について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</p> <p>（第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例）</p> <p>第十二条 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うときは、第四条第三項、第六条第一項第一号、第二項及び第五項、第</p>
--	--	---

		<p>七条第一項及び第三項並びに第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等に代えて、第三条第六項第二号及び第三号に掲げる土地を含む単位区画の中心（同条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分における任意の地点）において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うことができる。</p> <p>2 第八条第二項の規定は、前項の試料採取等について準用する。</p> <p>3 第一項の規定により試料採取等を行った場合であって、前項において準用する第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画の区域を、当該第一種特定有害物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</p> <p>一 土壌溶出量基準に適合しなかったとき（次号に掲げる場合を除く。） 土壌溶出量基準</p> <p>二 第二溶出量基準に適合しなかったとき 第二溶出量基準 （試料採取等を行う区画の選定等の省略）</p> <p>第十三条 調査実施者は、第四条第三項及び第六条から第八条までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。</p> <p>2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域（すべての区域が第三条第六項第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</p> <p>第十三条の二 調査実施者は、第三条第一項の規定により把握した情報により、調査対象地が公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地が当該造成時の水面埋立て用材料に含まれる特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められるときは、第十条の三第一項の規定にかかわらず、同項の規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。</p> <p>2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準（調査対象地が昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律</p>
--	--	--

		<p>第三百三十七号) 第二条第一項に規定する廃棄物をいう。) が埋め立てられている場所を除く。) であり、かつ、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められるものにあつては、土壌溶出量基準) 及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</p> <p>(試料採取等の省略)</p> <p>第十四条 調査実施者は、第六条から第八条までの規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。</p> <p>一 土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されていること、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであること。</p> <p>二 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであること。</p> <p>三 第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しないものであること。</p> <p>2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地の区域(次に掲げる単位区画及びすべての区域が第三条第六項第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。)を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</p> <p>一 土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合するものであった単位区画</p> <p>二 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査(第四条第三項(同項第二号ロに係る部分に限る。)の規定による試料採取等区画に係るものを除く。)において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった単位区画</p> <p>三 第四条第三項(同項第二号イに係る部分に限る。)の規定による試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合するものであった場合における当該三十メートル格子内にある一部対象区画</p> <p>四 第四条第三項(同項第二号ロに係る部分に限る。)の規定による試</p>
--	--	---

		<p>料採取等区画に係る土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった場合における当該三十メートル格子内にある一部対象区画</p> <p>五 第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合するものであった地点を含む単位区画</p> <p>第十四条の二 調査実施者は、第十条の二第一項又は第十条の三第一項の規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。</p> <p>一 第十条の二第一項第四号の測定又は同条第二項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。</p> <p>二 第十条の三第一項第五号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであること。</p> <p>2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準（第十三条の二第二項括弧書に規定する土地以外の土地において第十条の三第一項第五号の測定を行った場合にあっては、第二溶出量基準）及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。</p> <p>一 第十条の二第一項第四号の測定又は同条第二項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の土壌の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にあるすべての単位区画</p> <p>二 第十条の三第一項第五号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にあるすべての単位区画 （法施行前に行われた調査の結果の利用）</p> <p>第十五条 調査対象地において、法の施行前に第六条から第八条まで及び第十条又は第十条の二第一項若しくは第十条の三第一項の規定による試料採取等と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態を把握できる精度を保って試料採取等が行われたと認められる場合であつ</p>
--	--	--

		<p>て、当該試料採取等の後に土壌の特定有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該試料採取等の結果をこれらの規定による試料採取等の結果とみなす。</p>
<p>(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)</p> <p>第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（次項において単に「特定施設」という。）であって、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は次項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。</p>		<p>(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)</p> <p>第十六条 法第三条第一項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した様式第三による申請書を提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地 三 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類 四 確認を受けようとする土地の場所 五 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法 <p>2 都道府県知事は、前項の申請に係る同項第四号の土地の場所が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、法第三条第一項ただし書の確認をするものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 工場又は事業場（当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は当該工場若しくは事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。 二 当該有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場又は事業場において、事業の用に供されている建築物と当該工場又は事業場の設置者（その者が法人である場合にあっては、その代表者）の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地（これと一体として管理される土地を含む。）として利用されること。 三 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山（以下この号において「鉱山」という。）若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱山の敷地であった土地（鉱業権の消滅後五年以内であるもの又は同法第三十九条第一項の命令に基づき土壌の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものに限る。）（第二十五条第四号において「鉱山関係の土地」という。）であること。

<p>2 都道府県知事は、水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。</p> <p>4 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土</p>	<p>（土壤汚染状況調査の結果の報告を行うべき旨又はその報告の内容を是正すべき旨の命令）</p> <p>第二条 法第三条第三項に規定する命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。</p>	<p>3 法第三条第一項ただし書の確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、又は当該土地の所有者等について相続、合併若しくは分割（当該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。）があったときは、その権利を譲り受けた者又は相続人、合併若しくは分割後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継する。</p> <p>4 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を様式第四の届出書により届け出なければならない。</p> <p>（有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知）</p> <p>第十七条 法第三条第二項の通知は、有害物質使用特定施設の使用が廃止された際の土地の所有者等（当該土地の所有者等から土地に関する権利を譲り受けた者その他の新たに土地の所有者等となった者が同条第一項の調査を行うことについて、当該土地の所有者等及び当該新たに土地の所有者等となった者が合意している場合にあっては、当該新たに土地の所有者等となった者）に対して行うものとする。</p> <p>（有害物質使用特定施設の使用の廃止等に関し通知すべき事項）</p> <p>第十八条 法第三条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類</p> <p>二 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地</p> <p>三 法第三条第一項の報告を行うべき期限</p> <p>（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出）</p> <p>第十九条 法第三条第四項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第五による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の所在地及び当該確認を受けた年月日</p> <p>三 利用の方法を変更しようとする土地の場所</p> <p>四 当該変更後の当該確認に係る土地の利用の方法</p> <p>（法第三条第一項ただし書の確認の取消しを行う場所）</p>
---	---	---

<p>地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。</p>		<p>第二十条 法第三条第五項の規定による同条第一項ただし書の確認の取消しは、前条第三号の土地の場所について行うものとする。</p> <p>(法第三条第一項ただし書の確認の取消しの通知)</p> <p>第二十一条 都道府県知事は、法第三条第五項の規定により同条第一項ただし書の確認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該確認に係る土地の所有者等に通知するものとする。</p>
<p>(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)</p> <p>第四条 土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの</p>		<p>(土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模)</p> <p>第二十二条 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。</p> <p>(土地の形質の変更の届出)</p> <p>第二十三条 法第四条第一項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の届出には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。</p> <p>一 土地の形質の変更(法第四条第一項に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。)をしようとする場所を明らかにした図面</p> <p>二 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書</p> <p>第二十四条 法第四条第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地</p> <p>三 土地の形質の変更の規模</p> <p>(土地の形質の変更の届出を要しない行為)</p> <p>第二十五条 法第四条第一項第一号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 次のいずれにも該当しない行為</p> <p>イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。</p> <p>ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。</p> <p>ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。</p> <p>二 農業を営むために通常行われる行為であつて、前号イに該当しないもの</p> <p>三 林業の用に供する作業路網の整備であつて、第一号イに該当しないもの</p> <p>四 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更</p>

<p>二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、前条第一項の環境大臣が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。</p>		<p>（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準）</p> <p>第二十六条 法第四条第二項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。</p> <p>二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。</p> <p>三 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。</p> <p>四 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設（特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。）に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。</p> <p>五 前三号に掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。</p> <p>（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壌汚染状況調査の命令）</p> <p>第二十七条 法第四条第二項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。</p> <p>一 法第四条第二項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由</p> <p>二 法第四条第二項の規定による報告を行うべき期限</p>
<p>（土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査）</p> <p>第五条 都道府県知事は、第三条第一項本文及び前条第二項に規定するもののほか、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第三条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。</p>	<p>（土壌汚染状況調査の対象となる土地の基準）</p> <p>第三条 法第五条第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 当該土地の土壌の特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないことが明らかであり、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因して現に環境省令で定める限度を超える地下水の水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実であると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が環境省令で定める要件に該当すること。</p>	<p>（土壌汚染状況調査の対象となる土地の土壌の特定有害物質による汚染状態に係る基準）</p> <p>第二十八条 令第三条第一号イの環境省令で定める基準は、土壌溶出量基準とする。</p> <p>2 令第三条第一号ハの環境省令で定める基準は、土壌含有量基準とする。</p> <p>（地下水の水質の汚濁に係る限度）</p> <p>第二十九条 令第三条第一号イの環境省令で定める限度は、地下水基準</p>

	<p>ロ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態がイの環境省令で定める基準に適合しないおそれがあり、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因して現にイの環境省令で定める限度を超える地下水の水質の汚濁が生じていると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況がイの環境省令で定める要件に該当すること。</p> <p>ハ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認められ、かつ、当該土地が人が立ち入ることができる土地（工場又は事業場の敷地のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができない土地を除く。第五条第一号ロにおいて同じ。）であること。</p> <p>二 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置（法第六条第一項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同</p>	<p>とする。</p> <p>（地下水の利用状況等に係る要件）</p> <p>第三十条 令第三条第一号イの環境省令で定める要件は、地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染（地下水から検出された特定有害物質が地下水基準に適合しないものであることをいう。以下同じ。）が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次の各号のいずれかの地点があることとする。</p> <p>一 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>二 地下水を水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業（同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第四項に規定する水道用水供給事業若しくは同条第六項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口</p> <p>三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口</p> <p>四 地下水基準に適合しない地下水のゆう出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点</p>
--	---	--

<p>2 都道府県知事は、前項の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査及びその結果の報告（以下この項において「調査等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該調査を自ら行うことができる。この場合において、相当の期限を定めて、当該調査等をすべき旨及びその期限までに当該調査等をしないときは、当該調査を自ら行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p>	<p>じ。)が講じられていること。</p> <p>ロ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山（以下この号において「鉱山」という。）若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後五年以内の鉱山の敷地であった土地であること。</p> <p>（土壌汚染状況調査の命令）</p> <p>第四条 法第五条第一項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。</p> <p>一 法第五条第一項に規定する調査の対象となる土地の範囲及び特定有害物質の種類</p> <p>二 法第五条第一項の規定による報告を行うべき期限</p> <p>2 前項第一号に掲げる土地の範囲及び特定有害物質の種類は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壌又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。</p>	
<p>第三章 区域の指定等</p>		
<p>第一節 要措置区域</p>		
<p>（要措置区域の指定等）</p> <p>第六条 都道府県知事は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。</p> <p>一 土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと。</p> <p>二 土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当するこ</p>	<p>（要措置区域の指定に係る基準）</p> <p>第五条 法第六条第一項第二号の政令で定める基準は、次の各号のい</p>	<p>（区域の指定に係る基準）</p> <p>第三十一条 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第三の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。</p> <p>2 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第四の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。</p>

<p>と。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。</p> <p>3 第一項の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。</p> <p>4 都道府県知事は、汚染の除去等の措置により、第一項の指定に係る区域（以下「要措置区域」という。）の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該要措置区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定は、前項の解除について準用する。</p>	<p>れにも該当することとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 土壌の特定有害物質による汚染状態が第三条第一号イの環境省令で定める基準に適合しない土地にあつては、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が同号イの環境省令で定める要件に該当すること。</p> <p>ロ 土壌の特定有害物質による汚染状態が第三条第一号ハの環境省令で定める基準に適合しない土地にあつては、当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。</p> <p>二 法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていないこと。</p>	<p>（要措置区域の指定の公示）</p> <p>第三十二条 法第六条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の要措置区域（同条第四項に規定する要措置区域をいう。以下同じ。）の指定（同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この条において同じ。）の公示は、当該指定をする旨、当該要措置区域、当該要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類及び当該要措置区域において講ずべき指示措置（法第七条第三項に規定する指示措置をいう。）（法第六条第五項において準用する場合にあつては、当該要措置区域において講じられた指示措置等（法第七条第三項に規定する指示措置等をいう。以下同じ。））を明示して、都道府県又は令第八条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該要措置区域の明示については、次のいずれかによることとする。</p> <p>一 市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番</p> <p>二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向</p> <p>三 平面図</p>
<p>（汚染の除去等の措置）</p> <p>第七条 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該要措置区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかかな場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これ</p>		<p>（要措置区域内の土地の所有者等に対する指示）</p> <p>第三十三条 法第七条第一項本文に規定する指示は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。</p> <p>一 汚染の除去等の措置（法第六条第一項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）を講ずべき土地の場所</p> <p>二 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由</p> <p>三 汚染の除去等の措置を講ずべき期限</p> <p>2 前項第一号に掲げる土地の場所は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壌又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するた</p>

<p>を講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による指示をするときは、当該要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由その他環境省令で定める事項を示さなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定により示された汚染の除去等の措置（以下「指示措置」という。）又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもの（以下「指示措置等」という。）を講じなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、前項に規定する者が指示措置等を講じていないと認めるときは、環境省令で定めるところにより、その者に対し、当該指示</p>		<p>め必要な限度において定めるものとする。</p> <p>3 第一項第三号に掲げる期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう定めるものとする。</p> <p>（土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示）</p> <p>第三十四条 法第七条第一項ただし書に規定する指示は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為をした者に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準に従ってする同法第二条第二項に規定する一般廃棄物の埋立処分</p> <p>二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従ってする同法第二条第四項に規定する産業廃棄物の埋立処分</p> <p>三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第十条第二項第四号に規定する基準に従ってする同法第三条第六号に規定する廃棄物の排出</p> <p>2 法第七条第一項ただし書に規定する指示は、二以上の者に対して行う場合には、当該二以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度に応じて講ずべき汚染の除去等の措置を定めて行うものとする。</p> <p>3 前条の規定は、法第七条第一項ただし書に規定する指示について準用する。この場合において、前条第三項中「当該土地の所有者等」とあるのは、「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者」と読み替えるものとする。</p> <p>（指示事項）</p> <p>第三十五条 法第七条第二項の環境省令で定める事項は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所及び期限とする。</p> <p>（指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置）</p> <p>第三十六条 法第七条第三項の環境省令で定める汚染の除去等の措置は、別表第五の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める汚染の除去等の措置とする。</p> <p>（指示措置等を講ずべき旨の命令）</p> <p>第三十七条 法第七条第四項に規定する命令は、相当の履行期限を定め</p>
---	--	--

<p>措置等を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>5 都道府県知事は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく、当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、指示措置を自ら講ずることができる。この場合において、相当の期限を定めて、指示措置等を講ずべき旨及びその期限までに当該指示措置等を講じないときは、当該指示措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>6 前三項の規定によって講ずべき指示措置等に関する技術的基準は、環境省令で定める。</p>		<p>て、書面により行うものとする。</p> <p>(指示措置等に関する技術的基準)</p> <p>第三十八条 法第七条第六項の指示措置等に関する技術的基準は、次条から第四十二条までに定めるところによる。</p> <p>(汚染の除去等の措置)</p> <p>第三十九条 別表第五の上欄に掲げる土地において講ずべき汚染の除去等の措置は、それぞれ同表の中欄に定める汚染の除去等の措置とする。</p> <p>(措置の実施の方法)</p> <p>第四十条 別表第五の一の項に規定する地下水の水質の測定、同表の二の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壌汚染の除去、同表の三の項に規定する遮断工封じ込め、同表の四の項に規定する不溶化、同表の七の項に規定する舗装及び立入禁止、同表の八の項に規定する土壌入換え並びに同表の九の項に規定する盛土の実施の方法は、別表第六に定めるところによる。</p> <p>(廃棄物埋立護岸において造成された土地における汚染の除去等の措置)</p> <p>第四十一条 次に掲げる基準に従い港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第九号の二に掲げる廃棄物埋立護岸において造成された土地であつて、同法第二条第一項に規定する港湾管理者が管理するものについては、前二条に定める汚染の除去等の措置が講じられている土地とみなす。</p> <p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準</p> <p>二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第四号に規定する基準</p> <p>(担保権の実行等により一時的に土地の所有者等となった者が講ずべき措置)</p> <p>第四十二条 都道府県知事が、自らが有する担保権の実行としての競売における競落その他これに類する行為により土地の所有者等となった</p>
---	--	--

		<p>者であって、当該土地を譲渡する意思の有無等からみて土地の所有者等であることが一時的であると認められるものに対し、法第七条第二項の規定により当該要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置を示すときは、第三十九条及び第四十条の規定にかかわらず、当該要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない場合にあっては別表第五の一の項に規定する地下水の水質の測定、当該要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない場合にあっては同表の七の項に規定する立入禁止を示すものとする。</p>
<p>(汚染の除去等の措置に要した費用の請求)</p> <p>第八条 前条第一項本文の規定により都道府県知事から指示を受けた土地の所有者等は、当該土地において指示措置等を講じた場合において、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、当該指示措置等に要した費用について、指示措置に要する費用の額の限度において、請求することができる。ただし、その行為をした者が既に当該指示措置等に要する費用を負担し、又は負担したものとみなされるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する請求権は、当該指示措置等を講じ、かつ、その行為をした者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。当該指示措置等を講じた時から二十年を経過したときも、同様とする。</p>		
<p>(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止)</p> <p>第九条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為</p> <p>二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの</p>		<p>(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外)</p> <p>第四十三条 法第九条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 次のいずれにも該当しない行為</p> <p>イ 指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。</p> <p>ロ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル以上（地表から一定の深さまでに帯水層（その中にある地下水が飲用に適さないものとして環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ハにおいて同じ。）がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ</p>

		<p>以上) であること。</p> <p>ハ 土地の形質の変更であって、その深さが三メートル以上（ロの都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上）であること。</p> <p>ニ 指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの</p> <p>三 次のいずれかに該当する要措置区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が前号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの</p> <p>イ 別表第五の一の項の上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であって、地下水の水質の測定が講じられているもの</p> <p>ロ 別表第五の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であって、原位置封じ込めが講じられているもの（別表第六の二の項の下欄に掲げる原位置封じ込めに係る工程のうち、ト及びチ以外の工程が完了しているものに限る。）</p> <p>ハ 別表第五の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壤の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であって、遮水工封じ込めが講じられているもの（別表第六の三の項の下欄に掲げる遮水工封じ込めに係る工程のうち、ト及びチ以外の工程が完了しているものに限る。）</p> <p>ニ 別表第五の一の項から六の項までの上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であって、地下水汚染の拡大の防止が講じられているもの</p> <p>ホ 土壤汚染の除去が講じられている要措置区域（別表第六の五の項の下欄第一号に掲げる基準不適合土壤の掘削による除去に係る工程のうち、ハ以外の工程が完了しているもの、又は同欄第二号に掲げる原位置での浄化による除去に係る工程のうち、ハ以外の工程が完了しているものに限る。）</p> <p>ヘ 別表第五の一の項及び三の項から六の項までの上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であって、遮断工封じ込めが講じ</p>
--	--	--

		<p>られているもの（別表第六の六の項の下欄に掲げる遮断工封じ込めに係る工程のうち、チ及びリ以外の工程が完了しているものに限る。）</p> <p>ト 別表第五の一の項及び四の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壤の第一種特定有害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地及び土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であつて、不溶化が講じられているもの（別表第六の七の項の下欄第一号に掲げる原位置不溶化に係る工程のうち、ホ以外の工程が完了しているもの、又は同欄第二号に掲げる不溶化埋め戻しに係る工程のうち、ホ以外の工程が完了しているものに限る。）</p> <p>（帯水層の深さに係る確認の申請）</p> <p>第四十四条 前条第一号ロの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第七による申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 要措置区域の所在地</p> <p>三 要措置区域のうち地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由</p> <p>四 前号の地下水位の観測の結果</p> <p>五 観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さ</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 前項第三号の井戸の構造図</p> <p>二 前項第三号の井戸を設置した地点を明らかにした当該要措置区域の図面</p> <p>三 前項第五号の帯水層の深さを定めた理由を説明する書類</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の申請があつたときは、同項第三号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第四号の観測の結果からみて前項第三号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、前条第一号ロの確認をするものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、前条第一号ロの確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを都道府県知事に定期的に報告することその他の条件を付することができる。</p>
--	--	---

		<p>5 都道府県知事は、前条第一号口の確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき又は前項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。</p> <p>(土地の形質の変更に係る確認の申請)</p> <p>第四十五条 第四十三条第二号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八による申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 土地の形質の変更（当該土地の形質の変更と一体として行われる指示措置等を含む。次号を除き、以下この条において同じ。）を行う要措置区域の所在地</p> <p>三 土地の形質の変更の種類</p> <p>四 土地の形質の変更の場所</p> <p>五 土地の形質の変更の施行方法</p> <p>六 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面</p> <p>二 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第四十三条第二号の確認をするものとする。</p> <p>一 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる指示措置等との間に一体性が認められること。</p> <p>二 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定める基準に適合していること。</p> <p>三 当該申請に係る土地の形質の着手予定日及び完了予定日が法第七条第一項の期限に照らして相当であると認められること。</p> <p>(土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請)</p> <p>第四十六条 第四十三条第三号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第九による申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 土地の形質の変更を行う要措置区域の所在地</p> <p>三 土地の形質の変更の種類</p> <p>四 土地の形質の変更の場所</p>
--	--	---

<p>三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p>		<p>五 土地の形質の変更の施行方法 六 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日 七 土地の形質の変更を行う要措置区域において講じられている汚染の除去等の措置</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、同条第三号の確認をするものとする。</p>
<p>(適用除外) 第十条 第四条第一項の規定は、第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為については、適用しない。</p>		
<p>第二節 形質変更時要届出区域</p>		
<p>(形質変更時要届出区域の指定等) 第十一条 都道府県知事は、土地が第六条第一項第一号に該当し、同項第二号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、土壌の特定有害物質による汚染の除去により、前項の指定に係る区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなると認めるときは、当該形質変更時要届出区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。</p> <p>3 第六条第二項及び第三項の規定は、第一項の指定及び前項の解除について準用する。</p> <p>4 形質変更時要届出区域の全部又は一部について、第六条第一項の規定</p>		<p>(形質変更時要届出区域の指定の公示) 第四十七条 法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域（法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当該形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類並びに第五十八条第四項第九号から第十一号までに該当するものにあつてはその旨並びに指定の解除の公示の場合にあつては当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は令第八条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規定を準用する。</p>

<p>による指定がされた場合においては、当該形質変更時要届出区域の全部又は一部について第一項の指定が解除されたものとする。この場合において、同条第二項の規定による指定の公示をしたときは、前項において準用する同条第二項の規定による解除の公示をしたものとみなす。</p>		
<p>(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)</p> <p>第十二条 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの</p> <p>二 形質変更時要届出区域が指定された際既に着手していた行為</p> <p>三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p>		<p>(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出)</p> <p>第四十八条 法第十二条第一項の届出は、様式第十による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。</p> <p>一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面</p> <p>二 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面</p> <p>三 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図</p> <p>四 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面</p> <p>第四十九条 法第十二条第一項本文の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 土地の形質の変更を行う形質変更時要届出区域の所在地</p> <p>三 土地の形質の変更の完了予定日</p> <p>(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)</p> <p>第五十条 法第十二条第一項第一号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 次のいずれにも該当しない行為</p> <p>イ 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。</p> <p>ロ 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル以上(地表から一定の深さまでに帯水層(その中にある地下水が飲用に適さないものとして第四十三条第一号ロの環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ハにおいて同じ。)がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上)であること。</p> <p>ハ 土地の形質の変更であつて、その深さが三メートル以上(ロの都道府県知事の確認を受けた場合にあつては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上)であること。</p>

<p>2 形質変更時要届出区域が指定された際当該形質変更時要届出区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 形質変更時要届出区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p>		<p>二 土地の形質の変更であって、その施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの</p> <p>2 第四十四条の規定は、前項第一号ロの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と、同条第三項から第五項までの規定中「前条第一号ロ」とあるのは「前項第一号ロ」と、同条第五項中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第四十六条の規定は、第一項第二号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、第四十六条第一項第二号及び第七号中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と、第二項中「同条第三号」とあるのは「第一項第二号」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第四十三条第一号ロの確認に係る要措置区域が法第十一条第一項の規定により形質変更時要届出区域として指定された場合においては、当該形質変更時要届出区域は、第一項第一号ロの確認に係る形質変更時要届出区域とみなす。</p> <p>5 第一項第一号ロの確認に係る形質変更時要届出区域が法第六条第一項の規定により要措置区域として指定された場合においては、当該要措置区域は、第四十三条第一号ロの確認に係る要措置区域とみなす。 (既に土地の形質の変更に着手している者の届出)</p> <p>第五十一条 法第十二条第二項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第十による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 土地の形質の変更をしている形質変更時要届出区域の所在地 三 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法 四 土地の形質の変更の着手日 五 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日</p> <p>2 第四十八条第二項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項第一号及び第二号中「変更をしようとする」とあるのは「変更をしている」と読み替えるものとする。 (非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出)</p> <p>第五十二条 第四十八条第二項及び前条第一項の規定は、法第十二条第三項の届出について準用する。この場合において、第四十八条第二項第一号及び第二号中「変更をしようとする」とあり、及び前条第一項第二号中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第五</p>
--	--	---

<p>4 都道府県知事は、第一項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。</p>		<p>号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)</p> <p>第五十三条 法第十二条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出（以下「飛散等」という。）を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>二 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌（土壌溶出量基準に係るものに限る。）が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 第五十八条第四項第九号又は第十号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合</p> <p>ロ 第五十八条第四項第十一号に該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合するものである場合</p> <p>三 土地の形質の変更を行った後、法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。</p>
<p>(適用除外)</p> <p>第十三条 第四条第一項の規定は、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。</p>		
<p>第三節 雑則</p>		
<p>(指定の申請)</p> <p>第十四条 土地の所有者等は、第三条第一項本文、第四条第二項及び第五条第一項の規定の適用を受けない土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。</p> <p>2 前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下この条において「申請に係る調査」という。）の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、こ</p>		<p>(指定の申請)</p> <p>第五十四条 法第十四条第一項の申請は、様式第十一による申請書を提出して行うものとする。</p> <p>第五十五条 法第十四条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 申請に係る土地の所在地</p>

<p>れを都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第三条第一項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、土壤汚染状況調査とみなす。</p> <p>4 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。</p>		<p>三 申請に係る調査における試料採取等対象物質</p> <p>四 申請に係る調査において土壤その他の試料の採取を行った地点及び年月日、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称</p> <p>五 申請に係る調査を行った者の氏名又は名称</p> <p>第五十六条 法第十四条第二項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請に係る土地の周辺の地図</p> <p>二 申請に係る土地の場所を明らかにした図面</p> <p>三 申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類</p> <p>四 申請に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあっては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類</p> <p>第五十七条 法第十四条第四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第十二による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>
<p>(台帳)</p> <p>第十五条 都道府県知事は、要措置区域の台帳及び形質変更時要届出区域の台帳(以下この条において「台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。</p> <p>2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、環境省令で定める。</p>		<p>(台帳)</p> <p>第五十八条 法第十五条第一項の台帳は、帳簿及び図面をもって調製するものとする。</p> <p>2 前項の帳簿及び図面は、要措置区域等(法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。)ごとに調製するものとする。</p> <p>3 第一項の帳簿及び図面であって、要措置区域に関するものは、形質変更時要届出区域に関するものと区別して保管しなければならない。</p> <p>4 第一項の帳簿は、要措置区域等につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあっては様式第十三、形質変更時要届出区域にあっては様式第十四のとおりとする。</p> <p>一 要措置区域等に指定された年月日</p> <p>二 要措置区域等の所在地</p>

		<p>三 要措置区域等の概況</p> <p>四 法第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあつては、その旨</p> <p>五 要措置区域等内の土壌の汚染状態並びに第十一条第一項、第十三条第一項、第十三条の二第一項、第十四条第一項又は第十四条の二第一項の規定により調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した場合における土壌汚染状況調査（法第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあつては、同項の規定により土壌汚染状況調査とみなされた申請に係る調査。次項第一号において同じ。）の結果により法第六条第一項、第十一条第一項又は第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあつては、当該省略をした旨及びその理由</p> <p>六 土壌汚染状況調査を行った指定調査機関（法第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあつては、同項の規定により土壌汚染状況調査とみなされた申請に係る調査を行った者）の氏名又は名称</p> <p>七 要措置区域（土壌溶出量基準に係るものに限る。）にあつては、地下水汚染の有無</p> <p>八 形質変更時要届出区域であつて法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられたものにあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置</p> <p>九 形質変更時要届出区域であつて当該形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（当該土地の土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）にあつては、その旨</p> <p>十 形質変更時要届出区域であつて第十三条の二第二項括弧書に規定する土地（当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）のものにあつては、その旨</p> <p>十一 次に掲げる土地の形質変更時要届出区域であつて公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地のものにあつては、その旨</p> <p>イ 工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する地域をいう。以下この号において同じ。）内にある土地</p> <p>ロ イに掲げる土地以外の土地であつて当該土地又はその周辺の土</p>
--	--	---

<p>3 都道府県知事は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。</p>		<p>地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり第三十条の要件に該当しないと認められるもの</p> <p>十二 土地の形質の変更の実施状況</p> <p>5 第一項の図面は、次のとおりとする。</p> <p>一 土壤汚染状況調査において土壤その他の試料の採取を行った地点を明示した図面</p> <p>二 汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明示した図面</p> <p>三 要措置区域等の周辺の地図</p> <p>6 帳簿の記載事項及び図面に変更があったときは、都道府県知事は、速やかにこれを訂正しなければならない。</p> <p>7 法第六条第四項又は法第十一条第二項の規定により要措置区域等の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該要措置区域等に係る帳簿及び図面を台帳から削除しなければならない。</p>
<p>第四章 汚染土壤の搬出等に関する規制</p>		
<p>第一節 汚染土壤の搬出時の措置</p>		
<p>(汚染土壤の搬出時の届出及び計画変更命令)</p> <p>第十六条 要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の土地の土壤（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壤」という。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該汚染土壤の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壤を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。</p> <p>一 当該汚染土壤の特定有害物質による汚染状態</p> <p>二 当該汚染土壤の体積</p> <p>三 当該汚染土壤の運搬の方法</p> <p>四 当該汚染土壤を運搬する者及び当該汚染土壤を処理する者の氏名又は名称</p> <p>五 当該汚染土壤を処理する施設の所在地</p> <p>六 当該汚染土壤の搬出の着手予定日</p>		<p>(搬出しようとする土壤の調査)</p> <p>第五十九条 法第十六条第一項の環境省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。</p> <p>一 要措置区域等内の土地の土壤を掘削する前に当該掘削しようとする土壤を調査する方法（次項並びに次条第一項第四号及び第二項第一号において「掘削前調査の方法」という。）</p> <p>二 要措置区域等内の土地の土壤を掘削した後に当該掘削した土壤を調査する方法（第三項並びに次条第一項第五号及び第二項第二号において「掘削後調査の方法」という。）</p> <p>2 掘削前調査の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 土壤の掘削の対象となる土地の区域（以下「掘削対象地」という。）について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の掘削対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握すること。</p> <p>二 前号の規定により把握した情報により、掘削対象地を特定有害物質の種類（同号の規定により把握した情報により、掘削対象地において土壤の第三種特定有害物質（令第一条第二十四号に掲げる特定有害物質の種類を除く。以下この条において同じ。）による汚染状</p>

<p>七 その他環境省令で定める事項</p>		<p>態が土壌溶出量基準に適合していないおそれがないと認められる場合における当該第三種特定有害物質を除く。)ごとに次に掲げる区分に分類すること。</p> <p>イ 掘削対象地が浄化等済土壌(汚染土壌処理業に関する省令(平成二十一年環境省令第十号)第五条第十七号イに規定する浄化等済土壌をいう。)又は法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けた土壌により埋め戻された場所である旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存在するおそれがないと認められる土地</p> <p>ロ 掘削対象地が基準不適合土壌以外の土壌(イの土壌を除く。)により埋め戻された場所である旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地</p> <p>ハ イ及びロに掲げる土地以外の土地</p> <p>三 掘削対象地を、当該掘削対象地を含む要措置区域等に係る土壌汚染状況調査において第四条第一項(第五条の規定により調査対象地を区画した場合にあっては同条)及び第二項の規定に基づき調査対象地を区画した単位区画(申請に係る調査にあっては、第四条第一項及び第二項に準じて調査対象地を区画した単位区画)に区画する方法により区画すること。</p> <p>四 前号の規定により区画された掘削対象地(以下「掘削対象単位区画」という。)について、次に定めるところにより、試料採取等の対象とすること。</p> <p>イ 第二号ハに掲げる土地(掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類された土地を除く。)を含む掘削対象単位区画</p> <p>ロ 第二号ロ又はハに掲げる土地のうち掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類されたものを含む掘削対象単位区画(イに掲げる掘削対象単位区画を除く。以下「掘削前調査一部対象単位区画」という。)がある場合において、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める掘削対象単位区画</p> <p>(1) 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 前号の規定により掘削対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分(以下この条において「掘削対象三十メートル格子」という。)にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか一区画(当該掘削対象三十メートル格子の中心を含む掘削前調査一部対象単位区画がある場合にあつ</p>
------------------------	--	---

		<p>ては、当該掘削前調査一部対象単位区画)</p> <p>(2) 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める掘削対象単位区画</p> <p>(イ) 掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画の数が六以上である場合 当該掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか五区画</p> <p>(ロ) 掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画の数が五以下である場合 当該掘削対象三十メートル格子内にあるすべての掘削前調査一部対象単位区画</p> <p>五 前号の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画の中心(当該掘削対象単位区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点)において、次の土壌の採取を行うこと。</p> <p>イ 表層の土壌</p> <p>ロ 深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌</p> <p>ハ 地表から深さ五十センチメートルの土壌</p> <p>ニ 深さ一メートルから土壌の掘削の対象となる部分の深さまでの一メートルごとの土壌</p> <p>ホ 帯水層の底面の土壌(掘削の対象となる部分の深さの範囲内に帯水層の底面がある場合に限る)</p> <p>ヘ 掘削の対象となる部分の深さの土壌</p> <p>ト 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表より深い位置にあり、かつ、汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかであると認められる場合にあつては、当該汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌、当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌</p> <p>チ 基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合であつて、当該地層の厚さが一メートル未満である場合にあつては、当該地層内の任意の位置の土壌(掘削の対象となる部分の深さの範囲内に当該地層がある場合に限る。)</p> <p>六 前号イ及びロの規定により採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。</p> <p>七 第四号(同号ロ(2)に係る部分に限る。)の規定により掘削対象</p>
--	--	---

		<p>三十メートル格子内にある二以上の掘削対象単位区画が試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画である場合にあっては、当該二以上の掘削対象単位区画に係る第五号の規定により採取された土壌（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壌）を第五号イからチまでに掲げる土壌ごとに、それぞれ同じ重量混合すること。</p> <p>八 前三号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌（第一種特定有害物質の量を測定する場合にあっては深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌及び第五号トの場合における汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌を除き、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の量を測定する場合にあっては地表から深さ五十センチメートルの土壌並びに同号トの場合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌を除く。）に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌（地表から深さ五十センチメートルの土壌並びに第五号トの場合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌を除く。）に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。</p> <p>九 第四号（同号ロに係る部分に限る。）の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画に係る前号の測定において、当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画を含む掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画において、第五号、第六号及び前号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定することができること。</p> <p>3 掘削後調査の方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 前項第一号及び第二号に定めるところにより、掘削対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握し、当該掘削対象地を特定有害物質の種類ごとに同号イからハまでに掲げる区分に分類すること。</p>
--	--	---

		<p>二 掘削対象地を、前項第三号に定める方法により区画し、掘削対象単位区画において土壌の掘削の対象となる部分の深さまで一メートルごとの土壌を掘削すること。</p> <p>三 前号の規定により掘削した土壌が混合するおそれのないように、百立方メートル以下ごと（掘削対象地を含む要措置区域等に係る土壌汚染状況調査において第四条第二項の規定に基づき隣接する単位区画を一の単位区画とした場合（申請に係る調査にあつては、同項に準じて隣接する単位区画を一の単位区画とした場合）にあつては、百三十立方メートル以下ごと）に区分すること。</p> <p>四 前号の規定により区分されたそれぞれの土壌（以下「ロット」という。）について、次に掲げるところにより、試料採取等の対象とすること。</p> <p>イ 前項第二号ハに掲げる土地（掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類された土地を除く。）の土壌を含むロット</p> <p>ロ 前項第二号ロ又はハに掲げる土地のうち掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類されたものの土壌を含むロット（イに掲げるロットを除く。以下「一部対象ロット」という。）がある場合において、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるロット</p> <p>(1) 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さの一部対象ロットのうちいずれか一の一部対象ロット</p> <p>(2) 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める一部対象ロット</p> <p>(イ) 掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さの一部対象ロットの数が六以上である場合 当該掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さの一部対象ロットのうちいずれか五の一部対象ロット</p> <p>(ロ) 掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さの一部対象ロットの数が五以下である場合 当該掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さのすべての一部対象ロット</p> <p>五 前号の規定により試料採取等の対象とされたロットの中心部分（当該ロットにおいて基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあつては、当該部分）において掘削直後に、任意の五点の土壌を採取すること。</p>
--	--	---

		<p>六 前号の規定により採取された五点の土壌を、それぞれ同じ重量混合すること。</p> <p>七 第四号（同号ロ(2)に係る部分に限る。）の規定により掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さのロットのうち二以上の一部対象ロットが試料採取等の対象とされた一部対象ロットである場合にあつては、当該二以上の一部対象ロットに係る前号の規定により混合された土壌をそれぞれ同じ重量混合すること。</p> <p>八 前三号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌（第一種特定有害物に係る測定を行う場合にあつては、第五号の規定により採取された五点の土壌のうち任意の一点の土壌）に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあつては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあつては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。</p> <p>（搬出しようとする土壌に係る環境省令で定める基準に適合する旨の認定）</p> <p>第六十条 法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十五による申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 要措置区域等の所在地</p> <p>三 法第十六条第一項の調査（以下「認定調査」という。）の方法の種類</p> <p>四 掘削前調査の方法により認定調査を行った場合にあつては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項</p> <p>五 掘削後調査の方法により認定調査を行った場合にあつては、土壌の採取を行った日時、調査対象とした土壌全体の体積、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項</p> <p>六 認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称</p> <p>七 認定調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、次の各号に掲げる調査の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める土壌について、法第十六条第一項の認定をするものとする。</p> <p>一 掘削前調査の方法 前条第二項第五号から第七号までの規定に</p>
--	--	--

		<p>より採取され、又は混合された土壌のうち連続する二以上の深さにおいて採取された土壌を同項第八号又は第九号の規定に基づき測定した結果、その汚染状態がすべての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該二以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分にある当該測定に係る同項第四号の掘削対象単位区画内の土壌（当該二以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分において、土壌汚染状況調査の結果、少なくとも一の種類について土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかとなった土壌を採取した位置を含む場合における当該位置を含む連続する二の土壌を採取した深さの位置の間の部分にある土壌を除く。）</p> <p>二 掘削後調査の方法 前条第三項第八号の測定において同号の測定に係る土壌の汚染状態がすべての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該土壌に係るロット</p> <p>(汚染土壌の搬出の届出)</p> <p>第六十一条 法第十六条第一項の届出は、様式第十六による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面</p> <p>二 土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等において、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項</p> <p>三 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票（法第二十条第一項に規定する管理票をいう。以下同じ。）の写し</p> <p>四 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等（法第五十四条第三項に規定する自動車等をいう。以下同じ。）の構造を記した書類</p> <p>五 運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類</p> <p>六 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者（法第十六条第四項第二号に規定する汚染土壌処理業者をいう。以下同じ。）に委託したことを証する書類</p>
--	--	--

<p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者は、当該汚染土壌を搬出した日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p>		<p>七 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第二十二條第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第十四條第一項に規定する許可証をいう。第六十四條第二項第六号において同じ。）の写し</p> <p>第六十二條 法第十六條第一項第七号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 要措置区域等の所在地 三 汚染土壌の搬出、運搬及び処理の完了予定日 四 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先 五 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先 六 前條第二項第四号の場合における当該保管の用に供する施設（以下「保管施設」という。）の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先 （変更の届出）</p> <p>第六十三條 法第十六條第二項の届出は、様式第十七による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、第六十一條第二項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、既に都道府県知事に提出されている当該書類又は図面の内容に変更がないときは、届出書にその旨を記載して当該書類又は図面の添付を省略することができる。</p> <p>（非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌の搬出した場合の届出）</p> <p>第六十四條 法第十六條第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第十八による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 要措置区域等の所在地 三 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 四 汚染土壌の体積 五 汚染土壌の搬出先 六 汚染土壌の搬出の着手日 七 汚染土壌の搬出の完了日 八 汚染土壌の搬出先から再度搬出を行う場合にあっては当該搬出の着手予定日</p>
--	--	---

<p>4 都道府県知事は、第一項又は第二項の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>一 運搬の方法が次条の環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること。</p> <p>二 第十八条第一項の規定に違反して当該汚染土壌の処理を第二十二条第一項の許可を受けた者（以下「汚染土壌処理業者」という。）に委託しない場合 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。</p>		<p>九 汚染土壌の運搬の方法</p> <p>十 汚染土壌を運搬する者及び当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称</p> <p>十一 汚染土壌の運搬及び処理の完了予定日</p> <p>十二 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>十三 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>十四 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>十五 汚染土壌を処理する施設の所在地</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真</p> <p>二 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し</p> <p>三 汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類</p> <p>四 保管施設の構造を記した書類</p> <p>五 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類</p> <p>六 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第二十二条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し</p>
<p>（運搬に関する基準）</p> <p>第十七条 要措置区域等外において汚染土壌を運搬する者は、環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。</p>		<p>（運搬に関する基準）</p> <p>第六十五条 法第十七条第一項の規定による汚染土壌の運搬の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 運搬は、次のように行うこと。</p> <p>イ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>ロ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等</p>

		<p>をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。</p> <p>三 自動車等及び運搬容器は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること。</p> <p>四 運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本工業規格Z八三〇五に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票（汚染土壌処理業に関する省令第五条第十八号及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあっては、第五条第十八号の管理票をいう。以下この条において同じ。）を備え付けること。</p> <p>五 混載等については、次によること。</p> <p>イ 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならないこと。</p> <p>ロ 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。</p> <p>ハ 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設において処理する場合（当該汚染土壌を法第二十二条第二項の申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び処理の方法に照らして処理することが可能である場合に限る。）は、この限りでないこと。</p> <p>六 汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること。</p> <p>イ 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。</p> <p>ロ 積替えの場所から特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>七 汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。</p> <p>八 汚染土壌の積替えのために、これを一時的に保管する場合には、次によること。</p> <p>イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。</p> <p>(1) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために、</p>
--	--	--

		<p>周囲に囲い（保管する汚染土壌の荷重が当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。</p> <p>(2) 見やすい箇所に、次の掲示板が設けられていること。</p> <p>(イ) 大きさが縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。</p> <p>(ロ) 保管施設である旨並びに当該保管施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されていること。</p> <p>ロ 当該保管施設からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 保管施設の壁面及び床面は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するための構造を有していること。</p> <p>(2) 汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。</p> <p>(3) 屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。</p> <p>九 第六号及び前号の場合であって、汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。</p> <p>イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。</p> <p>ロ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。</p> <p>ハ 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。</p> <p>ニ 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること。</p> <p>ホ イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>十 汚染土壌の荷卸しは、法第十六条第一項、第二項又は第三項の規定により提出した届出書に記載された場所（汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う施設であって、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壌処理施設）以外の場所で行ってはならないこと。</p> <p>十一 汚染土壌の引渡しは、法第十六条第一項、第二項又は第三項の</p>
--	--	--

		<p>規定により提出した届出書に記載された者（汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う者又は汚染土壌処理業者）以外に行ってはならないこと。</p> <p>十二 汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日（汚染土壌処理業に関する省令第五条第十七号ロ及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあっては、同号の汚染土壌処理施設外への搬出の日）から三十日以内に終了すること。</p> <p>十三 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。</p> <p>十四 管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの手相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。</p> <p>十五 当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと。</p>
<p>（汚染土壌の処理の委託）</p> <p>第十八条 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。）は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者が汚染土壌処理業者であって当該汚染土壌を自ら処理する場合</p> <p>二 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合</p> <p>三 汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合</p> <p>2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壌処理業者であって当該汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。</p>		
<p>（措置命令）</p> <p>第十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>一 第十七条の規定に違反して当該汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者</p> <p>二 前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違</p>		

<p>反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者（その委託を受けて 当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）</p>		
<p>(管理票) 第二十条 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者は、その汚染土壌 の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところに より、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を 受託した者（当該委託が汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあ っては、その処理を受託した者）に対し、当該委託に係る汚染土壌の特 定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名 又は名称その他環境省令で定める事項を記載した管理票を交付しなけれ ばならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出 を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う 場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌 を当該要措置区域等外へ搬出した者について準用する。</p> <p>3 汚染土壌の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）は、当該 運搬を終了したときは、第一項（前項において準用する場合を含む。以 下この項及び次項において同じ。）の規定により交付された管理票に環境 省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、第一項の規定</p>		<p>(管理票の交付) 第六十六条 法第二十条第一項の管理票の交付は、次により行うものと する。 一 第六十一条第二項第二号又は第六十四条第二項第二号の規定によ り都道府県知事に提出した管理票の写しの原本を交付すること。 二 運搬の用に供する自動車等ごとに交付すること。ただし、一の自 動車等で運搬する汚染土壌の運搬先が二以上である場合には、運搬 先ごとに交付すること。 三 交付した管理票の控えを、運搬受託者（処理受託者がある場合に あっては、当該処理受託者）から管理票の写しの送付があるまでの 間保管すること。 (管理票の記載事項等) 第六十七条 法第二十条第一項の環境省令で定める事項は、次のとおり とする。 一 管理票の交付年月日及び交付番号 二 氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表 者の氏名 三 当該要措置区域等の所在地 四 法人にあつては、管理票の交付を担当した者の氏名 五 運搬受託者の住所及び連絡先 六 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の名称 及び所在地 七 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先 八 処理受託者の住所及び連絡先 九 当該委託に係る汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の名称及 び所在地 十 当該委託に係る汚染土壌の荷姿 2 管理票の様式は、様式第十九のとおりとする。</p> <p>(運搬受託者の記載事項) 第六十八条 法第二十条第三項の環境省令で定める事項は、次のとおり とする。 一 運搬を担当した者の氏名</p>

<p>により管理票を交付した者（以下この条において「管理票交付者」という。）に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該汚染土壌について処理を委託された者がいるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付しなければならない。</p> <p>4 汚染土壌の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。）は、当該処理を終了したときは、第一項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。</p> <p>5 管理票交付者は、前二項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。</p> <p>6 管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第三項又は第四項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>7 運搬受託者は、第三項前段の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、第四項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ環境省令で定める期間保存しなければならない。</p> <p>8 処理受託者は、第四項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から環境省令で定める期間保存しなければ</p>		<p>二 運搬の用に供した自動車等の番号</p> <p>三 汚染土壌を引き渡した年月日</p> <p>四 運搬を行った区間</p> <p>五 当該委託に係る汚染土壌の重量 （運搬受託者の管理票交付者への送付期限）</p> <p>第六十九条 法第二十条第三項の環境省令で定める期間は、運搬を終了した日から十日とする。 （処理受託者の記載事項）</p> <p>第七十条 法第二十条第四項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該委託に係る汚染土壌の引渡しを受けた者の氏名</p> <p>二 処理を担当した者の氏名</p> <p>三 処理を終了した年月日</p> <p>四 処理の方法 （処理受託者の管理票交付者への送付期限）</p> <p>第七十一条 法第二十条第四項の環境省令で定める期間は、処理を終了した日から十日とする。 （管理票交付者の管理票の写しの保存期間）</p> <p>第七十二条 法第二十条第五項の環境省令で定める期間は、五年とする。 （管理票の写しの送付を受けるまでの期間）</p> <p>第七十三条 法第二十条第六項の環境省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 法第二十条第三項の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から四十日</p> <p>二 法第二十条第四項の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から百日 （汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出）</p> <p>第七十四条 法第二十条第六項の届出は、様式第二十による届出書を提出して行うものとする。 （運搬受託者の管理票の保存期間）</p> <p>第七十五条 法第二十条第七項の環境省令で定める期間は、五年とする。 （処理受託者の管理票の写しの保存期間）</p> <p>第七十六条 法第二十条第八項の環境省令で定める期間は、五年とする。</p>
---	--	---

<p>ばならない。</p>		
<p>(虚偽の管理票の交付等の禁止)</p> <p>第二十一条 何人も、汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第三項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。</p> <p>2 何人も、汚染土壌の処理を受託していないにもかかわらず、前条第四項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。</p> <p>3 運搬受託者又は処理受託者は、受託した汚染土壌の運搬又は処理を終了していないにもかかわらず、前条第三項又は第四項の送付をしてはならない。</p>		
<p>第二節 汚染土壌処理業</p>		<p>汚染土壌処理業に関する省令 (平成二十一年環境省令第十号)</p>
<p>(汚染土壌処理業)</p> <p>第二十二条 汚染土壌の処理(当該要措置区域等内における処理を除く。)を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設(以下「汚染土壌処理施設」という。)ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p>		<p>(汚染土壌処理施設の種類)</p> <p>第一条 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。)第二十二条第二項第三号に規定する汚染土壌処理施設(法第二十二条第一項に規定する汚染土壌処理施設をいう。以下同じ。)の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 浄化等処理施設 汚染土壌(法第十六条第一項に規定する汚染土壌をいう。以下同じ。)について浄化(汚染土壌に含まれる特定有害物質(法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の当該特定有害物質による汚染状態を土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。第五条第十七号イにおいて同じ。)、熔融(汚染土壌を加熱することにより当該汚染土壌が変化して生成した物質に当該特定有害物質を封じ込め、規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。第五条第十七号イにおいて同じ。))又は不溶化(薬剤の注入その他の方法により当該特定有害物質が溶出しないように当該汚染土壌の性状を変更させることをいう。同条第四号ロにおいて同じ。)を行うための施設(次号に掲げる施設を除く。)</p> <p>二 セメント製造施設 汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設</p> <p>三 埋立処理施設 汚染土壌の埋立てを行うための施設</p> <p>四 分別等処理施設 汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設</p>

<p>2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 汚染土壌処理施設の設置の場所</p> <p>三 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力</p> <p>四 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態</p>		<p>(汚染土壌処理業の許可の申請)</p> <p>第二条 法第二十二条第二項の申請書（以下「申請書」という。）の様式は、様式第一のとおりとする。</p> <p>2 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類</p> <p>二 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面</p> <p>三 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに埋立処理施設にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面</p> <p>四 汚染土壌の処理工程図</p> <p>五 申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類</p> <p>六 他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る第十四条第一項の許可証の写し</p> <p>七 埋立処理施設のうち公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては、当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写し</p> <p>八 汚染土壌の処理の事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類</p> <p>九 汚染土壌の処理の事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</p> <p>十 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>十一 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>十二 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>十三 申請者が個人である場合には、住民票の写し</p> <p>十四 申請者が法第二十二条第三項第二号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>十五 申請者が法人である場合には、法第二十二条第三項第二号ハに規定するその事業を行う役員の住民票の写し</p> <p>十六 汚染土壌の処理に伴って生じた汚水（以下「汚水」という。）の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水（以下「排水」という。）及び排水に係る用水の系統を説明する</p>
---	--	--

		<p>書類</p> <p>十七 排水口（汚染土壌処理施設に係る事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排水を排出し、又は下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道であって、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。以下同じ。）に排除される水を排出する場所をいう。以下同じ。）における排水の水質の測定方法を記載した書類</p> <p>十八 汚染土壌処理施設の周縁の地下水（埋立処理施設のうち公有水面埋立法第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。以下同じ。）の水質の測定方法を記載した書類</p> <p>十九 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出（以下「飛散等」という。）並びに地下への浸透を防止する方法を記載した書類</p> <p>二十 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口（これらの施設において生ずる第四条第一号ヌ（1）から（6）までに掲げる物質、土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。次条第二号及び第五条第十六号ロにおいて「令」という。）第一条第七号、第十一号、第十二号、第十四号、第十八号、第二十二号及び第二十四号に掲げる物質並びにダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。第四条第二号ロ（2）（ハ）及び第五条第十六号ロにおいて同じ。）（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類</p> <p>二十一 法第二十七条第一項に規定する措置（第四条第二号ニにおいて「廃止措置」という。）に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類</p> <p>二十二 汚染土壌処理施設において処理した汚染土壌であつて規則第三十一条第一項又は第二項の基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壌処理施設以外の汚染土壌処理施設において処理する場合には、当該処理を行う汚染土壌処理施設（以下「再処理汚染土壌処理施設」という。）について法第二十二條第一項の許可を受けた</p>
--	--	---

<p>五 その他環境省令で定める事項</p>		<p>者の当該許可に係る第十四条第一項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壌処理施設において当該汚染土壌の引渡しを受けることについての同意書</p> <p>3 法第二十二条第四項の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がないときは、同項第一号から第八号まで及び第十六号から第二十号までに掲げる書類又は図面の添付を省略することができる。</p> <p>第三条 法第二十二条第二項第五号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び申請者の事務所の所在地</p> <p>二 他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあつては、当該許可をした都道府県知事（令第八条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）</p> <p>三 汚染土壌の処理の方法</p> <p>四 セメント製造施設にあつては、製造されるセメントの品質管理の方法</p> <p>五 汚染土壌の保管設備を設ける場合には、当該保管設備の場所及び容量</p> <p>六 申請者が法人である場合には、法第二十二条第三項第二号ハに規定するその事業を行う役員の氏名及び住所</p> <p>七 再処理汚染土壌処理施設に係る次に掲げる事項</p> <p>イ 再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地</p> <p>ロ 再処理汚染土壌処理施設についての法第二十二条第一項の許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号</p> <p>ハ 再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力</p>
<p>3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p>		<p>(汚染土壌処理業の許可の基準)</p> <p>第四条 法第二十二条第三項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 汚染土壌処理施設に関する基準</p> <p>イ 汚染土壌処理施設が第一条各号に掲げる施設のいずれかに該当すること。</p> <p>ロ 申請書に記載した汚染土壌の処理の方法に応じた汚染土壌処理施設であること。</p> <p>ハ 自重、積載荷重その他の荷重、地震及び温度変化に対して構造</p>

		<p>耐力上安全であること。</p> <p>ニ 汚水、汚染土壌の処理に伴って生じた気体、汚染土壌処理施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。</p> <p>ヘ 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。</p> <p>ト 排水水を公共用水域に排出する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。</p> <p>(1) 排水口における排水水の水質を次に掲げる基準(次条第十三号イにおいて「排水水基準」という。)に適合させるために必要な処理設備</p> <p>(イ) 排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)第二条の環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値が同令別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類及び別表第二の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれの表の下欄に掲げる許容限度(水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準が定められた場合においては、当該排水基準で定める許容限度を含む。)を超えないこと。</p> <p>(ロ) ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成十一年総理府令第六十七号)第二条第一項第二号に規定する方法により測定した場合における測定値が同令別表第二の下欄に掲げる許容限度(ダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定により排出基準が定められた場合においては、当該排出基準で定める許容限度を含む。)を超えないこと。</p> <p>(2) ト(1)(イ)及び(ロ)に掲げる方法により排水水の水質を測定するための設備</p> <p>チ 排水水を排除して下水道を使用する場合には、次に掲げる設備が設けられていること。</p> <p>(1) 排水口における排水水の水質を下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百七十七号)第九条の四第一項各号に掲げる物質についてそれぞれ当該各号に定める基準(下水道法第十二条の二第三項の規定により同令第九条の五第一項各号に掲げる項目に関して水質の基準が定められた場合においては、当該水質の基準を含む。次条第十四号イにおいて「排除基準」という。)に適合</p>
--	--	--

		<p>させるために必要な処理設備</p> <p>(2) 下水道法施行令第九条の四第二項の国土交通省令・環境省令で定める方法（次条第十四号ロにおいて「下水道測定方法」という。）により排出水の水質を測定するための設備</p> <p>リ 汚染土壌処理施設の周縁の地下水の汚染状態を測定するための設備が設けられていること。ただし、埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設において汚水が地下に浸透することを防止するための措置として環境大臣が定めるもの（次条第十五号において「地下浸透防止措置」という。）が講じられているときは、この限りでない。</p> <p>ヌ 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、排出口における次の(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量が当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えないようにするために必要な処理設備及び環境大臣が定める方法により大気有害物質の量を測定するための設備が設けられていること。この場合において、(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる許容限度は大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）別表第三の備考1に掲げる方法（当該許容限度に係る大気有害物質に係るものに限る。）により測定される量として表示されたものとし、(3)に掲げる許容限度は同表の備考2に掲げる式により算出された量とし、(6)に掲げる許容限度は同令別表第三の二の備考に掲げる式により算出された量とする。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物 一・〇ミリグラム</p> <p>(2) 塩素 三十ミリグラム</p> <p>(3) 塩化水素 七百ミリグラム</p> <p>(4) ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素 十ミリグラム</p> <p>(5) 鉛及びその化合物 二十ミリグラム</p> <p>(6) 窒素酸化物 二百五十立方センチメートル(排出ガス量が一日当たり十立方メートル未満の浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、三百五十立方センチメートル)</p> <p>二 申請者の能力に関する基準</p> <p>イ 汚染土壌の処理に関する業務を統括管理し、当該業務について一切の責任を有する者がいること。</p> <p>ロ 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足る知識及び技能を有する者として次に掲げる者を当該汚染土壌処理施設に配置していること。</p> <p>(1) 汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について三年以上の実務経験を有する者</p>
--	--	---

		<p>(2) 汚染土壌処理施設から生ずる公害を防止するための知識を有する者として次に掲げる者</p> <p>(イ) 大気汚染に関して必要な知識を有する者として次のいずれかに該当する者</p> <p>(i) 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち衛生工学部門に合格した者（選択科目として大気管理を選択した者に限る。）</p> <p>(ii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）第七条第一項第一号に規定する公害防止管理者の資格を有する者（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）別表第二の一の項の下欄に規定する大気関係第一種有資格者又は同表の二の項の下欄に規定する大気関係第二種有資格者に限る。）</p> <p>(iii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第三号）別表第三に規定する大気概論、ばいじん・粉じん特論及び大気有害物質特論の科目に合格した者</p> <p>(iv) (i)から(iii)までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者</p> <p>(ロ) 水質汚濁に関して必要な知識を有する者として次のいずれかに該当する者</p> <p>(i) 技術士法による第二次試験のうち衛生工学部門に合格した者（選択科目として水質管理を選択した者に限る。）</p> <p>(ii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項第一号に規定する公害防止管理者の資格を有する者（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第二の五の項の下欄に規定する水質関係第一種有資格者又は同表の六の項の下欄に規定する水質関係第二種有資格者に限る。）</p> <p>(iii) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第三に規定する水質概論及び水質有害物質特論の科目に合格した者</p> <p>(iv) (i)から(iii)までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者</p> <p>(ハ) 汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設にあっては、特定工場における公害防止組織の</p>
--	--	--

<p>二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>ロ 第二十五条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>ハ 法人であって、その事業を行う役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>4 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。</p> <p>6 汚染土壌処理業者は、環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に従い、汚染土壌の処理を行わなければならない。</p>		<p>整備に関する法律第七条第一項第一号に規定する公害防止管理者の資格を有する者（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第二の十二の項の下欄に規定する者に限る。）又は特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第三に規定するダイオキシン類概論及びダイオキシン類特論の科目に合格した者</p> <p>ハ 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理の事業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>ニ 廃止措置を講ずるに足りる経理的基礎を有すること。</p> <p>(汚染土壌の処理に関する基準)</p> <p>第五条 法第二十二条第六項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p> <p>三 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散した場合には、直ちに汚染土壌処理施設の運転を停止し、当該汚染土壌の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。</p> <p>四 汚染土壌処理施設への汚染土壌の受入れは、次によること。</p> <p>イ 当該汚染土壌処理施設の処理能力を超える汚染土壌又は申請書に記載した当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に照らして、処理することができない汚染土壌を受け入れてはならないこと。ただし、当該受け入れる汚染土壌がその特定有害物質による汚染状態に照らして、申請書</p>
--	--	---

		<p>に記載した再処理汚染土壌処理施設（再処理汚染土壌処理施設が、当該汚染土壌を申請書に記載した当該再処理汚染土壌処理施設以外の再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合にあっては、当該再処理汚染土壌処理施設以外の再処理汚染土壌処理施設を含む。）において処理することができる場合には、この限りでない。</p> <p>ロ 浄化等処理施設のうち不溶化を行うためのものにあつては、第二種特定有害物質（規則第六条第一項第二号に規定する第二種特定有害物質をいう。）以外の規則第三十一条第一項の基準に適合しない特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れてはならないこと。</p> <p>ハ 埋立処理施設にあつては、第二溶出量基準（規則第九条第一項第二号に規定する第二溶出量基準をいう。第八号において同じ。）に適合しない汚染土壌（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条第二項第四号に規定する場所で汚染土壌の埋立てを行うための埋立処理施設にあつては、汚染土壌を水底土砂とみなして海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）第四条の環境大臣が定める方法により測定した結果、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第五条第二項第四号及び第五号の環境省令で定める基準（特定有害物質に係るものに限る。）に適合しない場合における当該汚染土壌）を受け入れてはならないこと。</p> <p>五 汚染土壌の処理に関し、下水道法、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）、水質汚濁防止法、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、ダイオキシン類対策特別措置法その他の国民の健康の保護又は生活環境の保全を目的とする法令及び条例を遵守すること。</p> <p>六 申請書に記載した汚染土壌の処理の方法に従って処理を行うこと。</p> <p>七 セメント製造施設にあつては、申請書に記載したセメントの品質管理の方法に従ってセメントを製造し、かつ当該セメントは通常の使用に伴い特定有害物質による人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとする。</p>
--	--	---

		<p>八 分別等処理施設にあっては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合してはならないこと。ただし、当該分別等処理施設に係る汚染土壌処理業の許可に係る申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設のみである場合は、この限りでない。</p> <p>九 汚染土壌の処理は、当該汚染土壌が汚染土壌処理施設に搬入された日から六十日以内に終了すること。</p> <p>十 汚染土壌の保管は、申請書に記載した保管設備において行うこと。</p> <p>十一 汚染土壌処理施設内において汚染土壌の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。</p> <p>イ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。</p> <p>ロ 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。</p> <p>ハ 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。</p> <p>ニ 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること。</p> <p>ホ イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>十二 汚水を地下に浸透させてはならないこと。</p> <p>十三 排水水を公共用水域に排出する場合には、次によること。</p> <p>イ その水質が排水口において排水水基準に適合しない排水水を排出してはならないこと。</p> <p>ロ 前条第一号ト(1)(イ)及び(ロ)に掲げる方法により排水水の水質を測定すること。</p> <p>十四 排水水を排除して下水道を使用する場合には、次によること。</p> <p>イ その水質が排水口において排除基準に適合しない排水水を排除してはならないこと。</p> <p>ロ 下水道測定方法により排水水の水質を測定すること。</p> <p>十五 汚染土壌処理施設の周縁の地下水を三月に一回以上採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。ただし、測定した地下水の水質が地下水基準(規則第七条第一項に規定する地下水基準をいう。以下同じ。)に一年間継続して適合している旨の都道府県知事の確認を受けたときは一年に一回以上測定すれば足り、埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設であって地下浸透防止措置が講じられているものにあつては測定することを要しないこと。</p> <p>十六 浄化等処理施設又はセメント製造施設からの大気中への大気有害物質の排出については、次によること。</p>
--	--	--

		<p>イ 前条第一号ヌ(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量について、排出口において、温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えて排出してはならないこと。</p> <p>ロ 排出口における前条第一号ヌ(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量を三月に一回以上（一年間継続してイの規定に従って大気有害物質を排出している旨の都道府県知事の確認を受けたときは、一年に一回以上）、令第一条第七号、第十一号、第十二号、第十四号、第十八号、第二十二号及び第二十四号に掲げる大気有害物質並びにダイオキシン類（汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限る。）の量を一年に一回以上、同号ヌの環境大臣が定める方法によりそれぞれ測定すること。</p> <p>十七 汚染土壌処理施設に搬入された汚染土壌を当該汚染土壌処理施設外へ搬出しないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌であって、規則第五十九条第三項に規定する方法による調査の結果、特定有害物質による汚染状態が規則第三十一条第一項及び第二項の基準に適合しているもの（以下「浄化等済土壌」という。）を搬出する場合</p> <p>ロ 当該汚染土壌を申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合</p> <p>十八 前号ロの場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときには、法第二十条第一項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し、管理票を交付しなければならないこと。</p> <p>十九 再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者（次号において「再処理汚染土壌処理業者」という。）は、当該処理に係る汚染土壌の引渡しを受けたときは、前号の運搬を受託した者から同号の規定により交付された管理票を受領し、当該管理票に記載されている事項に誤りがないことを確認するとともに、法第二十条第四項の規定の例により、当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者に当該管理票の写しを送付しなければならないこと。</p> <p>二十 第十七号ロの搬出をした汚染土壌処理業者は、当該搬出した汚染土壌を再処理汚染土壌処理業者に引き渡したとき（当該引渡しのための運搬を他人に委託した場合にあっては、前号の規定による管理票の写しの送付を受けたとき）は、当該汚染土壌を当該汚染土壌</p>
--	--	--

<p>7 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理を他人に委託してはならない。</p> <p>8 汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る汚染土壌処理施設ごとに、当該汚染土壌処理施設において行った汚染土壌の処理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該汚染土壌処理施設（当該汚染土壌処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該汚染土壌処理業者の最寄りの事務所）に備え置き、当該汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。</p>		<p>に係る要措置区域等（法第十六条第一項に規定する要措置区域等をいう。第七条第二号及び第十三条第一項第三号イにおいて同じ。）外へ搬出した者に対し、次に掲げる事項を記載した書面をもって、当該搬出した汚染土壌の当該再処理汚染土壌処理業者への引渡しが行われた旨を通知しなければならないこと。</p> <p>イ 当該汚染土壌を引き渡した年月日</p> <p>ロ 当該再処理汚染土壌処理業者の氏名又は名称</p> <p>ハ 当該再処理汚染土壌処理業者が当該汚染土壌の引渡しを受けた旨</p> <p>二十一 汚染土壌処理施設の見やすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならないこと。</p> <p>イ 汚染土壌処理施設についての法第二十二条第一項の許可に係る許可番号</p> <p>ロ 汚染土壌処理施設について法第二十二条第一項の許可を受けた者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名</p> <p>ハ 汚染土壌処理施設の所在地</p> <p>ニ 汚染土壌処理施設の種類及び処理能力</p> <p>ホ 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態</p> <p>二十二 汚染土壌処理施設の正常な機能を維持するため、一年に一回以上当該汚染土壌処理施設の点検及び機能検査を行うこと。</p> <p>二十三 前号の点検及び機能検査の記録を作成し、三年間保存すること。</p> <p>（記録の閲覧）</p> <p>第六条 法第二十二条第八項の記録の閲覧は、次により行うものとする。</p> <p>一 記録は、次のイからハまでに掲げる事項の区分に応じ、当該イからハまでに定める日以後遅滞なく備え置くこと。</p> <p>イ 次条第一号から第六号までに掲げる事項 当該受け入れた汚染土壌の処理が終了した日</p> <p>ロ 次条第七号から第十号までに掲げる事項 当該測定の結果を得た日</p> <p>ハ 次条第十一号及び第十二号に掲げる事項 当該搬出をした日</p> <p>二 記録は、備え置いた日から起算して五年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。</p> <p>（記録する事項）</p> <p>第七条 法第二十二条第八項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p>
---	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> 一 受け入れた汚染土壌の処理を委託した者の氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表者の氏名 二 当該汚染土壌に係る要措置区域等の所在地 三 当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 四 当該汚染土壌の量 五 当該汚染土壌を受け入れた年月日 六 当該汚染土壌の処理が終了した年月日 七 排出水を公共用水域に排出した場合には、第五条第十三号ロの規 定による測定に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 当該測定に係る試料を採取した年月日 ロ 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測 定を行った者の氏名又は名称 ハ 当該測定の結果を得た年月日 ニ 当該測定の結果 八 排出水を排除して下水道を使用した場合には、第五条第十四号ロ の規定による測定に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 当該測定に係る試料を採取した年月日 ロ 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測 定を行った者の氏名又は名称 ハ 当該測定の結果を得た年月日 ニ 当該測定の結果 九 第五条第十五号の規定による測定に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 当該測定に係る地下水を採取した年月日 ロ 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測 定を行った者の氏名又は名称 ハ 当該測定の結果を得た年月日 ニ 当該測定の結果 十 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、第五条第十六 号ロの規定による測定に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 当該測定に係る大気有害物質を採取した年月日 ロ 当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測 定を行った者の氏名又は名称 ハ 当該測定の結果を得た年月日 ニ 当該測定の結果 十一 第五条第十七号イに規定する場合には、次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 第五条第十七号イに規定する調査を実施した年月日 ロ 当該調査を実施した者の氏名又は名称 ハ 当該調査の結果
--	--	--

<p>9 汚染土壌処理業者は、その設置する当該許可に係る汚染土壌処理施設において破損その他の事故が発生し、当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ニ 浄化等済土壌を搬出した年月日 ホ 浄化等済土壌の搬出先 ヘ 浄化等済土壌の搬出量 十二 第五条第十七号ロに規定する場合には、次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 当該汚染土壌を搬出した年月日 ロ 当該汚染土壌の搬出先 ハ 当該汚染土壌の搬出量
<p>(変更の許可等)</p> <p>第二十三条 汚染土壌処理業者は、当該許可に係る前条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>2 前条第三項の規定は、前項の許可について準用する。</p> <p>3 汚染土壌処理業者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、又は前条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、遅滞な</p>		<p>(汚染土壌処理業に係る変更の許可の申請)</p> <p>第八条 法第二十三条第一項の変更の許可の申請は、次に掲げる事項を記載した様式第二による申請書(次項において「変更申請書」という。)を提出して行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称 三 汚染土壌処理施設の設置の場所 四 許可の年月日及び許可番号 五 変更の内容 六 変更の理由 七 変更のための工事を行う場合にあっては、当該工事の着工予定年月日及び当該工事後の汚染土壌処理施設の使用開始予定年月日 <p>2 変更申請書には、法第二十二条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更が第二条第二項各号に掲げる書類及び図面の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付するものとする。</p> <p>(許可を要しない汚染土壌処理業に係る軽微な変更)</p> <p>第九条 法第二十三条第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、法第二十二条第二項の申請書に記載した処理能力(当該処理能力について法第二十三条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)の減少であつて、当該減少の割合が十パーセント未満であるものとする。</p> <p>(届出を要する汚染土壌処理業に係る変更)</p> <p>第十条 法第二十三条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>

<p>く、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4 汚染土壌処理業者は、その汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は休止した当該汚染土壌の処理の事業を再開しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>		<p>一 第三条各号に規定する事項</p> <p>二 第二条第二項第二十一号に掲げる書類に記載した事項 (汚染土壌処理業に係る軽微な変更等の届出)</p> <p>第十一条 法第二十三条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載した様式第三による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称</p> <p>三 汚染土壌処理施設の設置の場所</p> <p>四 許可の年月日及び許可番号</p> <p>五 変更の内容</p> <p>六 変更の理由</p> <p>七 第九条に規定する軽微な変更（当該変更のために工事を伴うものに限る。）をした場合には、変更のための工事の着工年月日</p> <p>2 前項の届出書には、第九条に規定する軽微な変更、法第二十二条第二項第一号に掲げる事項の変更又は前条各号に掲げる事項の変更が第二条第二項各号に掲げる書類及び図面の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付するものとする。 (汚染土壌処理業の休止等の届出)</p> <p>第十二条 法第二十三条第四項の届出は、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする日までに、次に掲げる事項を記載した様式第四による届出書を、提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称</p> <p>三 汚染土壌処理施設の設置の場所</p> <p>四 汚染土壌処理施設の種類</p> <p>五 許可の年月日及び許可番号</p> <p>六 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする処理の事業の内容</p> <p>七 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする理由</p> <p>八 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする日</p> <p>九 休止し、又は廃止しようとする場合において、休止し、又は廃止した後に汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存するときは、当該汚染土壌の処理方法</p>
<p>(改善命令)</p> <p>第二十四条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者により第二十二条第六項の環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるときは、当該汚染土壌処理業者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を</p>		

<p>講ずべきことを命ずることができる。</p>		
<p>(許可の取消し等) 第二十五条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 第二十二条第三項第二号イ又はハのいずれかに該当するに至ったとき。 二 汚染土壌処理施設又はその者の能力が第二十二条第三項第一号の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。 三 この章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。 四 不正の手段により第二十二条第一項の許可（同条第四項の許可の更新を含む。）又は第二十三条第一項の変更の許可を受けたとき。</p>		
<p>(名義貸しの禁止) 第二十六条 汚染土壌処理業者は、自己の名義をもって、他人に汚染土壌の処理を業として行わせてはならない。</p>		
<p>(許可の取消し等の場合の措置義務) 第二十七条 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は第二十五条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該廃止した事業の用に供した汚染土壌処理施設又は当該取り消された許可に係る汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>(許可の取消し等の場合の措置義務) 第十三条 法第二十七条第一項の汚染土壌処理業者が講ずべき特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置は、次により講ずるものとする。 一 汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存する場合には、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。この場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときは、法第二十条第一項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に、当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し第五条第十八号の管理票を交付しなければならないこと。 二 汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であった土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、公正に、かつ、法第三条第一項の環境省令で定める方法により調査を行うこと。 三 汚染土壌処理施設が設置されていた場所の周縁の地下水を汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日から三月以内に一回、及びその後三月以内ごとに一回、採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。ただし、次のいずれかに該当することとなったときは、その該当することとなった日以後においては、この限りでないこと。 イ 汚染土壌処理施設が設置されていた場所の土地が要措置区域等に指定された場合 ロ 当該周縁の地下水の水質が地下水基準に適合しており、かつ、</p>

		<p>前号の調査の結果当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が規則第三十一条第一項の基準に適合している場合</p> <p>ハ 当該周縁の地下水の水質が当該汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日以後二年間継続して地下水基準に適合している場合</p> <p>四 埋立処理施設にあっては、汚染土壌の埋立てを行った場所（以下この号において「埋立地」という。）への水の浸透を防止するための措置として次に掲げるもののいずれかを講ずるとともに、当該措置により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を併せて講ずること。</p> <p>イ 埋立地の表面を遮水シートで覆い、更にその表面を土砂で五十センチメートル以上覆うこと。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係る埋立処理施設にあっては、埋立地の表面を土砂で五十センチメートル以上覆えば足りること。</p> <p>ロ 埋立地の表面をコンクリートで十センチメートル以上又はアスファルトで三センチメートル以上覆うこと。</p> <p>ハ イ又はロと同等以上の効果を有する方法により埋立地の表面を覆うこと。</p> <p>2 第五条第十九号の規定は、第一項第一号の場合について準用する。この場合において、第五条第十九号中「再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者（次号において「再処理汚染土壌処理業者」という。）とあるのは「第十三条第一項第一号の処理を委託された汚染土壌処理業者」と、「前号」とあるのは「同号」と、「当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者」とあるのは「当該処理を委託した法第二十七条第一項の汚染土壌処理業者」と読み替えるものとする。</p> <p>3 法第二十七条第一項の汚染土壌処理業者は、次の各号に掲げる措置を講じたときは、それぞれ当該各号に定める日までに、その結果を様式第五による報告書により、都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>一 第一項第一号の措置 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日から三十日</p> <p>二 第一項第二号の措置 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日から百二十日</p> <p>三 第一項第三号の措置 同号の測定の結果を得た日の属する月の翌月の末日</p> <p>四 第一項第四号の措置 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可を取り消された日から三十日</p>
--	--	---

<p>2 都道府県知事は、前項に規定する汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>		<p>4 都道府県知事は、前項の報告（同項第二号に係るものに限る。）があった場合には、当該報告に係る土地の区域について、法第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該報告に係る調査は、土壌汚染状況調査とみなす。</p>
<p>(環境省令への委任) 第二十八条 この節に定めるもののほか、汚染土壌の処理の事業に関し必要な事項は、環境省令で定める。</p>		<p>(汚染土壌処理業の許可証の交付等) 第十四条 都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により許可をしたとき、又は法第二十三条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第六による許可証（次項及び第三項において単に「許可証」という。）を交付するものとする。 2 前項の許可証の交付を受けた者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき、又は許可証を亡失し、若しくはき損したときは、様式第七による申請書を都道府県知事に提出し、許可証の書換え又は再交付を受けることができる。 3 第一項の許可証の交付を受けた者は、当該者に汚染土壌の処理を委託しようとする者から許可証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。 4 第一項の許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、許可証（第二号の場合にあっては、発見し、又は回復した許可証）を、都道府県知事に返納しなければならない。 一 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第二十五条の規定により許可が取り消されたとき。 二 第二項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。</p>
<p>第五章 指定調査機関</p>		<p>土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）</p>
<p>(指定の申請) 第二十九条 第三条第一項の指定は、環境省令で定めるところにより、土壌汚染状況調査及び第十六条第一項の調査（以下この章において「土壌汚染状況調査等」という。）を行おうとする者の申請により行う。</p>		<p>(指定調査機関の指定の申請) 第一条 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第二十九条の規定により法第三条第一項の指定を受けようとする者は、様式第一による申請書を環境大臣に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び</p>

		<p>損益計算書</p> <p>三 法第三十三条に規定する技術管理者（以下「技術管理者」という。）の氏名及びその者が交付を受けた第五条第一項に規定する技術管理者証（以下「技術管理者証」という。）の交付番号を記載した書類</p> <p>四 土壤汚染状況調査等を行おうとする事業所ごとの技術管理者の配置の状況を記載した書類</p> <p>五 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び履歴、法人の種類に応じて次条第三項各号に定める構成員の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合</p> <p>六 申請者が法第三十条各号の規定に該当しないことを説明した書類</p> <p>七 申請者が法第三十一条第二号及び第三号の規定に適合することを説明した書類</p>
<p>（欠格条項）</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の指定を受けることができない。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二 第四十二条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの</p>		
<p>（指定の基準）</p> <p>第三十一条 環境大臣は、第三条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一 土壤汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて環境省令で定める構成員の構成が土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p>		<p>（指定調査機関の指定の基準）</p> <p>第二条 法第三十一条第一号の環境省令で定める基準であつて経理的基礎に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>一 債務超過となっていないこと。</p> <p>二 土壤汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること。</p> <p>2 法第三十一条第一号の環境省令で定める基準であつて技術的能力に係るものは、法第三十四条に規定する監督に必要な人員が適切に配置されていることとする。</p> <p>3 法第三十一条第二号の環境省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 一般社団法人 社員</p> <p>二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項の持</p>

<p>三 前号に定めるもののほか、土壤汚染状況調査等が不公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。</p>		<p>分会社 社員 三 会社法第二条第一号の株式会社 株主 四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前三号に定める者に類するもの 4 法第三十一条第三号の環境省令で定める基準は、土壤汚染状況調査等の実施に係る組織その他の土壤汚染状況調査等を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとする。 一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。 二 土壤汚染状況調査等の実施を依頼する者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。 三 前二号に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。</p>
<p>(指定の更新) 第三十二条 第三条第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 前三条の規定は、前項の指定の更新について準用する。</p>		<p>(指定の更新の申請) 第三条 法第三十二条第一項の指定の更新を受けようとする法第四条第二項に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）は、その者が現に受けている指定の有効期間の満了の日の三月前までに、様式第二による申請書に第一条第二項各号に掲げる書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。ただし、既に環境大臣に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。 2 前項の指定の更新の申請があった場合において、その指定の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の指定は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p>
<p>(技術管理者の設置) 第三十三条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う土地における当該土壤汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者で環境省令で定める基準に適合するもの（次条において「技術管理者」という。）を選任しなければならない。</p>		<p>(技術管理者) 第四条 法第三十三条の環境省令で定める基準は、技術管理者証の交付を受けた者であることとする。 (技術管理者証) 第五条 環境大臣は、次のいずれにも該当する者に対し、技術管理者証を交付するものとする。 一 第十一条に規定する技術管理者試験に合格した者 二 次のいずれかに該当する者 イ 土壤の汚染の状況の調査に関し三年以上の実務経験を有する者 ロ 地質調査業又は建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつかさどる者</p>

		<p>ハ 土壤の汚染の状況の調査に関し及びロに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者</p> <p>三 次のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 次項の規定により技術管理者証の返納を命ぜられ、その返納の日から一年を経過しない者</p> <p>ロ 法又は法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>ハ 法第四十二条の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者</p> <p>2 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、技術管理者証の交付を受けている者に対し、その返納を命ずることができる。</p> <p>一 技術管理者証の交付を受けた者が法又は法に基づく命令の規定に違反したとき。</p> <p>二 技術管理者証の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により技術管理者証の交付を受けたとき。</p> <p>3 技術管理者証の有効期間は、五年とする。</p> <p>4 技術管理者証の様式は、様式第三のとおりとする。</p> <p>(技術管理者証の交付)</p> <p>第六条 技術管理者証の交付を受けようとする者は、様式第四による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面</p> <p>二 第十一条に規定する技術管理者試験の合格証書</p> <p>三 前条第一項第二号の規定に適合することを説明した書類</p> <p>2 技術管理者証の交付の申請は、申請者が試験に合格した日から一年以内にこれをしなければならない。</p> <p>(技術管理者証の更新)</p> <p>第七条 技術管理者証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の一年前から当該技術管理者証が満了する日までの間に、環境大臣が行う講習を受け、様式第五による申請書に当該講習を修了した旨の証明書を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。ただし、災害、病気その他のやむを得ない事情のため、技術管理者証の有効期間が満了する日までに、当該講習を受け、申請書を提出することができないときは、当該やむを得ない事情がやんだ日から起算して一年以内に、当該講習を受け、様式第</p>
--	--	--

		<p>五による申請書に当該講習を修了した旨の証明書及び当該やむを得ない事情を明らかにした書類を添付して、これを提出することにより、技術管理者証の更新を受けることができる。</p> <p>2 技術管理者証の更新は、更新申請者が現に有する技術管理者証と引換えに新たな技術管理者証を交付して行うものとする。</p> <p>(技術管理者証の再交付)</p> <p>第八条 技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証を破り、汚し、又は失ったときは、様式第六による申請書により、環境大臣に技術管理者証の再交付を申請することができる。</p> <p>2 技術管理者証を破り、又は汚した者が第一項の申請をする場合には、申請書にその技術管理者証を添付しなければならない。</p> <p>3 技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証の再交付を受けた後、失った技術管理者証を発見したときは、五日以内に、これを環境大臣に返納しなければならない。</p> <p>(技術管理者証の書換え)</p> <p>第九条 技術管理者証の交付を受けている者は、技術管理者証の記載事項に変更を生じたときは、様式第七による申請書に技術管理者証に戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面を添付して、環境大臣に技術管理者証の書換えを申請することができる。</p> <p>(技術管理者証の返納)</p> <p>第十条 技術管理者証の交付を受けている者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する死亡又は失踪の届出義務者は、一月以内に、環境大臣に技術管理者証を返納しなければならない。</p> <p>(技術管理者試験)</p> <p>第十一条 技術管理者試験（以下「試験」という。）は、環境大臣が行うものとする。</p> <p>(試験の公示)</p> <p>第十二条 環境大臣は、試験を行う期日及び場所並びに受験申請書の提出期限及び提出先を、あらかじめ、官報に公示しなければならない。</p> <p>(試験の内容)</p> <p>第十三条 試験すべき事項は、土壌汚染状況調査等を適確かつ円滑に遂行するために必要な知識及び技能であつて、環境大臣が告示で定めるものとする。</p> <p>(受験の申請)</p> <p>第十四条 試験を受けようとする者は、様式第八による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p>
--	--	---

		<p>2 前項の申請書には、写真（申請前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）を添付しなければならない。 （合格証書の交付）</p> <p>第十五条 環境大臣は、試験に合格した者に合格証書を交付するものとする。 （合格証書の再交付）</p> <p>第十六条 合格証書の交付を受けた者は、合格証書を破り、汚し、又は失ったときは、様式第九による申請書により、環境大臣に合格証書の再交付を申請することができる。 （試験の無効等）</p> <p>第十七条 環境大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。</p> <p>2 環境大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとするができる。 （手数料）</p> <p>第二十二条 次に掲げる者は、実費を勘案してそれぞれ当該各号に定める額の手数料を国に納付しなければならない。</p> <p>一 指定調査機関の指定を受けようとする者 三万九百円 二 指定調査機関の指定の更新を受けようとする者 二万四千八百円 三 技術管理者証の交付を受けようとする者 三千五百円 四 技術管理者証の再交付、書換え又は更新を受けようとする者 千二百五十円 五 試験を受けようとする者 六千四百円 六 合格証書の再交付を受けようとする者 千二百五十円</p> <p>2 前項に規定する手数料については、第一条第一項、第三条第一項、第六条第一項、第八条第一項、第十四条第一項及び第十六条の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、納付しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。</p>
<p>（技術管理者の職務）</p> <p>第三十四条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行うときは、技術管理者に当該土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない。ただし、技術管理者以外の者が当該土壤汚染状況調査等に従事しない場合は、この限りでない。</p>		
<p>（変更の届出）</p> <p>第三十五条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う事業所の名称又</p>		<p>（変更の届出等）</p> <p>第十八条 法第三十五条の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p>

<p>は所在地その他環境省令で定める事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、変更しようとする日の十四日前までに、その旨を環境大臣に届け出なければならない。</p>		<p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 二 技術管理者の氏名及びその者が交付を受けた技術管理者証の交付番号 三 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置の状況 四 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域 五 法人である場合は、役員の氏名、法人の種類に応じた構成員の氏名（構成員が法人である場合は、その法人の名称）及び構成員の構成割合 2 法第三十五条の届出は、様式第十による届出書を提出して行うものとする。</p>
<p>（土壤汚染状況調査等の義務） 第三十六条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、土壤汚染状況調査等を行わなければならない。 2 指定調査機関は、公正に、かつ、第三条第一項及び第十六条第一項の環境省令で定める方法により土壤汚染状況調査等を行わなければならない。 3 環境大臣は、前二項に規定する場合において、指定調査機関がその土壤汚染状況調査等を行わず、又はその方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その土壤汚染状況調査等を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。</p>		
<p>（業務規程） 第三十七条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、土壤汚染状況調査等の業務の開始前に、環境大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 業務規程で定めるべき事項は、環境省令で定める。</p>		<p>（業務規程の記載事項） 第十九条 法第三十七条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 土壤汚染状況調査等を行う事業所の所在地 二 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域に関する事項 三 土壤汚染状況調査等の実施手順に関する事項 四 土壤汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置に関する事項 五 土壤汚染状況調査等に従事する者の教育に関する事項 六 土壤汚染状況調査等の結果の通知及び保存に関する事項 七 土壤汚染状況調査等の品質の管理の方針及び体制に関する事項</p>

		<p>八 法第三十一条第二号及び第三号の基準に適合するために遵守すべき事項</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、土壤汚染状況調査等の業務に関し必要な事項</p>
<p>(帳簿の備付け等)</p> <p>第三十八条 指定調査機関は、環境省令で定めるところにより、土壤汚染状況調査等の業務に関する事項で環境省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。</p>		<p>(帳簿)</p> <p>第二十条 指定調査機関は、法第三十八条に規定する帳簿を、土壤汚染状況調査等の結果を都道府県知事(令第八条に規定する市にあっては、市長。次項第二号において同じ。)に報告した日から五年間保存しなければならない。</p> <p>2 法第三十八条の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 土壤汚染状況調査等の発注者の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 土壤汚染状況調査等の方法及び結果並びに当該調査の結果を都道府県知事に報告した日</p> <p>三 法第三十四条に規定する監督をした技術管理者の氏名及びその者が交付を受けた技術管理者証の交付番号</p> <p>四 前号の技術管理者の当該監督の状況</p>
<p>(適合命令)</p> <p>第三十九条 環境大臣は、指定調査機関が第三十一条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>		
<p>(業務の廃止の届出)</p> <p>第四十条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。</p>		<p>(業務の廃止の届出)</p> <p>第二十一条 法第四十条の届出は、様式第十一による届出書を提出して行うものとする。</p>
<p>(指定の失効)</p> <p>第四十一条 指定調査機関が土壤汚染状況調査等の業務を廃止したときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。</p>		
<p>(指定の取消し)</p> <p>第四十二条 環境大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。</p> <p>一 第三十条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。</p> <p>二 第三十三条、第三十五条、第三十七条第一項又は第三十八条の規定に違反したとき。</p> <p>三 第三十六条第三項又は第三十九条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>四 不正の手段により第三条第一項の指定を受けたとき。</p>		
<p>(公示)</p> <p>第四十三条 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければ</p>		

<p>ならない。</p> <p>一 第三条第一項の指定をしたとき。</p> <p>二 第三十二条第一項の規定により第三条第一項の指定が効力を失ったとき、又は前条の規定により同項の指定を取り消したとき。</p> <p>三 第三十五条（同条の環境省令で定める事項の変更に係るものを除く。）又は第四十条の規定による届出を受けたとき。</p>		
<p>第六章 指定支援法人</p>		
<p>（指定）</p> <p>第四十四条 環境大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、支援業務を行う者として指定することができる。</p> <p>2 前項の指定を受けた者（以下「指定支援法人」という。）は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。</p>		<p>（指定支援法人の指定の申請）</p> <p>第二十三条 法第四十四条第一項の規定による支援業務を行う者として指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>二 事務所の所在地</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 定款</p> <p>二 登記事項証明書</p> <p>三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面</p> <p>四 指定の申請に関する意思の決定を証する書面</p> <p>五 法第四十五条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画</p> <p>六 最近の事業年度における事業報告書、収支決算書、財産目録その他の法第四十五条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面</p> <p>（事業計画書等の認可の申請）</p> <p>第二十四条 法第四十四条第二項に規定する指定支援法人（以下「指定支援法人」という。）は、法第四十八条第一項前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度の開始前に（法第四十四条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その旨を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 事業計画書</p> <p>二 収支予算書</p> <p>三 前事業年度の予定貸借対照表</p> <p>四 当該事業年度の予定貸借対照表</p> <p>五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類</p> <p>2 前項第一号の事業計画書には、法第四十五条各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>3 第一項第二号の収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従って区分するものとする。</p>

		<p>4 指定支援法人は、法第四十八条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。</p> <p>一 変更しようとする事項</p> <p>二 変更しようとする年月日</p> <p>三 変更の理由</p> <p>(事業報告書等の提出)</p> <p>第二十五条 指定支援法人は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度の事業報告書及び収支決算書に貸借対照表を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。</p>
<p>(業務)</p> <p>第四十五条 指定支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 要措置区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、助成金を交付すること。</p> <p>二 次に掲げる事項について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。</p> <p>イ 土壤汚染状況調査</p> <p>ロ 要措置区域等内の土地における汚染の除去等の措置</p> <p>ハ 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更</p> <p>三 前号イからハまでに掲げる事項の適正かつ円滑な実施を推進するため、土壤の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。</p> <p>四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>(助成金の交付)</p> <p>第六条 法第四十五条第一号の助成金の交付は、法第七条第一項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示された者(当該土壤汚染を生じさせる行為をした者を除く。)であつて、環境大臣が定める負担能力に関する基準に適合するものに対して当該汚染の除去等の措置の円滑な推進のための助成を行う地方公共団体(当該地方公共団体の長が当該汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示した場合に限る。)に対し、行うものとする。</p> <p>2 環境大臣は、前項の基準を定めようとするときは、財務大臣と協議しなければならない。</p>	
<p>(基金)</p> <p>第四十六条 指定支援法人は、支援業務に関する基金(次条において単に「基金」という。)を設け、同条の規定により交付を受けた補助金と支援業務に要する資金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。</p>		

<p>(基金への補助金)</p> <p>第四十七条 政府は、予算の範囲内において、指定支援法人に対し、基金に充てる資金を補助することができる。</p>		
<p>(事業計画等)</p> <p>第四十八条 指定支援法人は、毎事業年度、環境省令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 指定支援法人は、環境省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。</p>		
<p>(区分経理)</p> <p>第四十九条 指定支援法人は、支援業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。</p>		
<p>(秘密保持義務)</p> <p>第五十条 指定支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第四十五条第一号若しくは第二号に掲げる業務又は同条第四号に掲げる業務（同条第一号又は第二号に掲げる業務に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>		
<p>(監督命令)</p> <p>第五十一条 環境大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、指定支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p>		
<p>(指定の取消し)</p> <p>第五十二条 環境大臣は、指定支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の指定を取り消すことができる。</p> <p>一 支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。</p> <p>二 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>三 不正の手段により第四十四条第一項の指定を受けたとき。</p>		
<p>(公示)</p> <p>第五十三条 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。</p> <p>一 第四十四条第一項の指定をしたとき。</p> <p>二 第四十四条第二項の規定による届出を受けたとき。</p> <p>三 前条の規定により第四十四条第一項の指定を取り消したとき。</p>		
<p>第七章 雑則</p>		<p>土壤汚染対策法施行規則</p>

<p>(報告及び検査)</p> <p>第五十四条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、土壤汚染状況調査に係る土地若しくは要措置区域等内の土地の所有者等又は要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行った者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。</p> <p>2 前項の環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壤を当該要措置区域等外へ搬出した者又は汚染土壤の運搬を行った者に対し、汚染土壤の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壤の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壤の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶（以下この項において「自動車等」という。）に立ち入り、当該汚染土壤の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壤処理業者又は汚染土壤処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壤処理業者若しくは汚染土壤処理業者であった者の事務所、汚染土壤処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>5 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関又は指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>6 第一項又は前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>7 第一項又は第三項から第五項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>(公共の用に供する施設の管理を行う者が管理する土地)</p> <p>第七条 法第五十五条の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。</p> <p>一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地</p> <p>二 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第二号</p>	<p>(立入検査の身分証明書)</p> <p>第七十七条 法第五十四条第一項、第三項及び第四項の規定による立入検査に係る同条第六項の証明書の様式は、様式第二十一のとおりとする。</p>
<p>(協議)</p> <p>第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により公共の用に供する施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として政令で定めるものについて、第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項又は第十二条第四項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ</p>		<p>土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令</p> <p>(立入検査の身分証明書)</p> <p>第二十六条 法第五十四条第五項の規定による立入検査に係る同条第六項の証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。</p>

<p>め、当該施設の管理を行う者に協議しなければならない。</p>	<p>ハに掲げる漁港施設用地</p> <p>三 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第十一号に掲げる港湾施設用地</p> <p>四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により保安林として指定された森林又は同法第四十一条第一項若しくは第三項の規定により保安施設地区として指定された土地</p> <p>五 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により決定され、又は変更された道路の区域内の土地</p> <p>六 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の区域内の土地又は同法第三十三条第四項に規定する公園予定区域内の土地</p> <p>七 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第二項に規定する一般公共海岸区域内の土地又は同法第三条第一項若しくは第二項の規定により指定された海岸保全区域内の土地</p> <p>八 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定により決定され、又は変更された高速自動車国道の区域内の土地</p> <p>九 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域内の土地又は同法第四条第一項の規定により指定されたばた山崩壊防止区域内の土地</p> <p>十 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項に規定する河川区域内の土地、同法第五十四条第一項の規定により指定された河川保全区域内の土地、同法第五十六条第一項の規定により指定された河川予定地、同法第五十八条の三第一項の規定により指定された河川保全立体区域内の土地又は同法第五十八条の五第一項の規定により指定された河川予定立体区域内の土地</p> <p>十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内の土地</p>	
<p>（資料の提出の要求等）</p> <p>第五十六条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関し意見を述</p>		

<p>べることができる。</p>		
<p>(環境大臣の指示)</p> <p>第五十七条 環境大臣は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第六十四条の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>一 第三条第一項ただし書の確認に関する事務</p> <p>二 第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条及び第二十七条第二項の命令に関する事務</p> <p>三 第三条第五項の確認の取消しに関する事務</p> <p>四 第五条第二項の調査に関する事務</p> <p>五 第六条第一項の指定に関する事務</p> <p>六 第六条第二項の公示に関する事務</p> <p>七 第六条第四項の指定の解除に関する事務</p> <p>八 第七条第一項の指示に関する事務</p> <p>九 第七条第五項の指示措置に関する事務</p> <p>十 前条第二項の協力を求め、又は意見を述べることに関する事務</p>		
<p>(国の援助)</p> <p>第五十八条 国は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため、土壌汚染状況調査又は要措置区域内の土地における汚染の除去等の措置の実施につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。</p> <p>2 前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。</p>		
<p>(研究の推進等)</p> <p>第五十九条 国は、汚染の除去等の措置に関する技術の研究その他土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するための研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。</p>		
<p>(国民の理解の増進)</p> <p>第六十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて土壌の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、前項の責務を果たすために必要な人材を育成するよう努めるものとする。</p>		
<p>(都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等)</p> <p>第六十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土</p>		

<p>壤の特定有害物質による汚染の状況に関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が第四条第二項の環境省令で定める基準に該当するか否かを把握させるよう努めるものとする。</p>		
<p>(経過措置)</p> <p>第六十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。</p>		
<p>(権限の委任)</p> <p>第六十三条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。</p>		<p>(権限の委任)</p> <p>第二十七条 法に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるもの（二以上の地方環境事務所の管轄区域に事業所を有する者に係るものを除く。）は、地方環境事務所長に委任する。ただし、第三号、第五号、第七号、第八号（法第四十三条第二号後段に掲げる権限に係るものに限る。）及び第九号に掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法第三条第一項に規定する権限 二 法第三十五条に規定する権限 三 法第三十六条第三項に規定する権限 四 法第三十七条第一項に規定する権限 五 法第三十九条に規定する権限 六 法第四十条に規定する権限 七 法第四十二条に規定する権限 八 法第四十三条に規定する権限 九 法第五十四条第五項に規定する権限（指定調査機関に係るものに限る。）</p> <p>土壌汚染対策法施行規則</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第七十八条 法第五十四条第一項及び第五十六条第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、法第五十四条第一項に規定する権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。</p>
<p>(政令で定める市の長による事務の処理)</p> <p>第六十四条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。）の長が行うこととすることができる。</p>	<p>(政令で定める市の長による事務の処理)</p> <p>第八条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長、同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項に規定する特例</p>	

	市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。	
第八章 罰則		
第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者 二 第九条の規定に違反した者 三 第二十二条第一項の規定に違反して、汚染土壌の処理を業として行った者 四 第二十三条第一項の規定に違反して、汚染土壌の処理の事業を行った者 五 不正の手段により第二十二条第一項の許可（同条第四項の許可の更新を含む。）又は第二十三条第一項の変更の許可を受けた者 六 第二十六条の規定に違反して、他人に汚染土壌の処理を業として行わせた者		
第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 一 第三条第四項、第四条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項若しくは第二項又は第二十三条第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第十七条の規定に違反して、汚染土壌を運搬した者 三 第十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十二条第七項の規定に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託した者 四 第二十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者 五 第二十条第三項前段又は第四項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者 六 第二十条第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかった者 七 第二十条第五項、第七項又は第八項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者		

<p>八 第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者</p> <p>九 第二十一条第三項の規定に違反して、送付をした者</p>		
<p>第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十二条第八項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者</p> <p>二 第五十条の規定に違反した者</p> <p>三 第五十四条第一項若しくは第三項から第五項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>		
<p>第六十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条（前条第二号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>		
<p>第六十九条 第十二条第二項若しくは第三項、第十六条第三項、第二十条第六項又は第四十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。</p>		
<p>附 則（抄）</p>	<p>附 則（抄）</p>	<p>附 則</p>
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第三条 第三条の規定は、この法律の施行前に使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地については、適用しない。</p>	<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、法の施行の日（平成十五年二月十五日）から施行する。</p>	<p>土壌汚染対策法施行規則</p> <p>附 則</p> <p>この省令は、法の施行の日（平成十五年二月十五日）から施行する。</p> <p>汚染土壌処理業に関する省令</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 第四条第二号ロの規定は、この省令の施行の際現に規則第十八条第一項又は第二項の基準に適合しない汚染状態にある土壌の処理を業として行っている者については、この省令の施行後三年間は適用しない。</p> <p>第三条 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和五十四年総理府令第三十七号。次項において「改正府令」という。）附則第三項の経過措置の適用を受けるセメント製造施設にあっては、当分の間、第二条第二項第十九号の規定（窒素酸化物の処理方法に係るもの</p>

		<p>に限る。)、第四条第一号ヌの規定(窒素酸化物に係る処理設備に係るものに限る。)及び第五条第十六号イの規定(窒素酸化物に係るものに限る。)は適用しない。</p> <p>2 改訂府令附則第六項の経過措置の適用を受けるセメント製造施設に係る第五条第十六号イに定める窒素酸化物の大気中への排出の許容限度は、同号イの規定にかかわらず、当分の間、温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、四百八十立方センチメートルとする。</p> <p>土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令 附 則 この省令は、法の施行の日(平成十五年二月十五日)から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二十一年四月二四日法律第二十三号)</p>	<p>附 則 (平成二十一年十月十五日政令第二百四十六号)</p>	<p>附 則</p>
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>(施行期日) 1 この政令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。</p>	<p>土壤汚染対策法施行規則 附 則(平成二十二年二月二十六日環境省令第一号) この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十三号)の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。</p> <p>附 則(平成二十三年七月八日環境省令第十三号) この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>汚染土壌処理業に関する省令 附 則(平成二十二年二月二十六日環境省令第二号) この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十三号)の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。</p> <p>附 則(平成二十三年七月八日環境省令第十四号) この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令 附 則(平成二十二年二月二十六日環境省令第三号) (施行期日) 第一条 この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十三号。次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。 (経過措置) 第二条 この省令の施行の際現に改正法による改正前の土壤汚染対策法(以下「旧法」という。)第十条第一項の規定により旧法第三条第一項</p>

		<p>の指定の申請をしている者（次項において「旧法に基づく申請者」という。）の当該指定に係る基準については、この省令による改正後の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（以下「新省令」という。）第二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>2 この省令の施行の際この省令による改正前の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第二条第二項の規定による土壤汚染状況調査の技術上の管理をつかさどる者として旧法第三条第一項の規定による指定を受けている者又は旧法に基づく申請者（改正法による改正後の土壤汚染対策法（次項において「新法」という。）第三条第一項の規定による指定を受けた者に限る。）に置かれているものは、新省令第五条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までの間は、技術管理者証の交付を受けている者とみなす。</p> <p>3 この省令の施行の際現に旧法第三条第一項の規定による指定を受けている者が新法第三十七条第一項の業務規程で定めるべき事項については、新省令第十九条の規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>
<p>（準備行為）</p> <p>第二条 この法律による改正後の土壤汚染対策法（以下「新法」という。）第二十二条第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、同条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。</p>		
<p>（一定規模以上の面積の土地の形質の変更の届出に関する経過措置）</p> <p>第三条 新法第四条第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三十日を経過する日以後に土地の形質の変更（同項に規定する土地の形質の変更をいう。附則第八条において同じ。）に着手する者について適用する。</p>		
<p>（指定区域の指定に関する経過措置）</p> <p>第四条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の土壤汚染対策法（以下「旧法」という。）第五条第一項の規定により指定されている土地の区域は、新法第十一条第一項の規定により指定された同条第二項に規定する形質変更時要届出区域とみなす。</p>		

<p>(指定区域台帳に関する経過措置)</p> <p>第五条 この法律の施行の際現に存する旧法第六条第一項の規定による指定区域の台帳は、新法第十五条第一項の規定による形質変更時要届出区域の台帳とみなす。</p>		
<p>(措置命令に関する経過措置)</p> <p>第六条 この法律の施行前にした旧法第七条第一項又は第二項の規定に基づく命令については、なお従前の例による。</p>		
<p>(汚染の除去等の措置に要した費用の請求に関する経過措置)</p> <p>第七条 この法律の施行前に旧法第七条第一項の規定による命令を受けた者に係る旧法第八条の規定の適用については、なお従前の例による。</p>		
<p>(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出に関する経過措置)</p> <p>第八条 施行日以後の日に附則第四条の規定により新法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域とみなされた土地の区域において当該土地の形質の変更に着手する者であつて、施行日前に当該土地の形質の変更について旧法第九条第一項の規定による届出をした者は、新法第十二条第一項の規定による届出をしたものとみなす。</p>		
<p>(汚染土壌の搬出時の届出に関する経過措置)</p> <p>第九条 新法第十六条第一項の規定は、施行日から起算して十四日を経過する日以後に汚染土壌を当該要措置区域等（同項に規定する要措置区域等をいう。）外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）について適用する。</p>		
<p>(指定調査機関の指定に関する経過措置)</p> <p>第十条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の規定による指定を受けている者は、施行日に、新法第三条第一項の指定を受けたものとみなす。</p>		
<p>(変更の届出に関する経過措置)</p> <p>第十一条 新法第三十五条の規定は、施行日から起算して十四日を経過する日以後に同条に規定する事項を変更しようとする指定調査機関について適用し、同日前に当該事項を変更しようとする指定調査機関については、なお従前の例による。</p>		
<p>(適合命令に関する経過措置)</p> <p>第十二条 この法律の施行前に旧法第十六条の規定によりした命令は、新法第三十九条の規定によりした命令とみなす。</p>		
<p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第十三条 この法律の施行前にした行為及び附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>		

<p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>		
<p>(検討)</p> <p>第十五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>		